

上野原市
第4次障害者基本計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

【素案】

令和6年3月
上野原市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の策定体制	2
第2章 上野原市における状況	3
1. 統計データからみた上野原市のすがた	3
2. アンケート調査からみた上野原市のすがた	15
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	25
2. 基本目標	25
3. 施策の体系	26
第4章 具体的な施策	28
基本目標1 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり	28
基本目標2 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり	32
基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり	35
第5章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策	38
1. 障害保健福祉圏域	38
2. 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	39
3. 障がい福祉サービス等の体系	41
4. 成果目標	42
5. 障がい福祉サービスの見込量・確保策	50
6. 障がい児支援の見込量・確保策	57
7. 地域生活支援事業等の見込量・確保策	59
第6章 計画の推進体制	63
1. 関連計画及び関係機関との連携等	63
2. 進捗状況の管理	63
3. 障がいのある人や市民の参加・協力	63

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、市内における障がいのある人の支援やサービスに関する計画として、「障害者基本計画」を6年に1度、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を3年に1度見直しており、今年度は3計画すべての見直しの時期となります。今回新たに策定する計画は、国が明示した新たな視点や来年度から施行される取組等を踏まえたものとするとともに、今後3年間で必要となる支援・サービスの量を見込み、計画的にその必要量を確保するための方策や目標値について定めることとします。

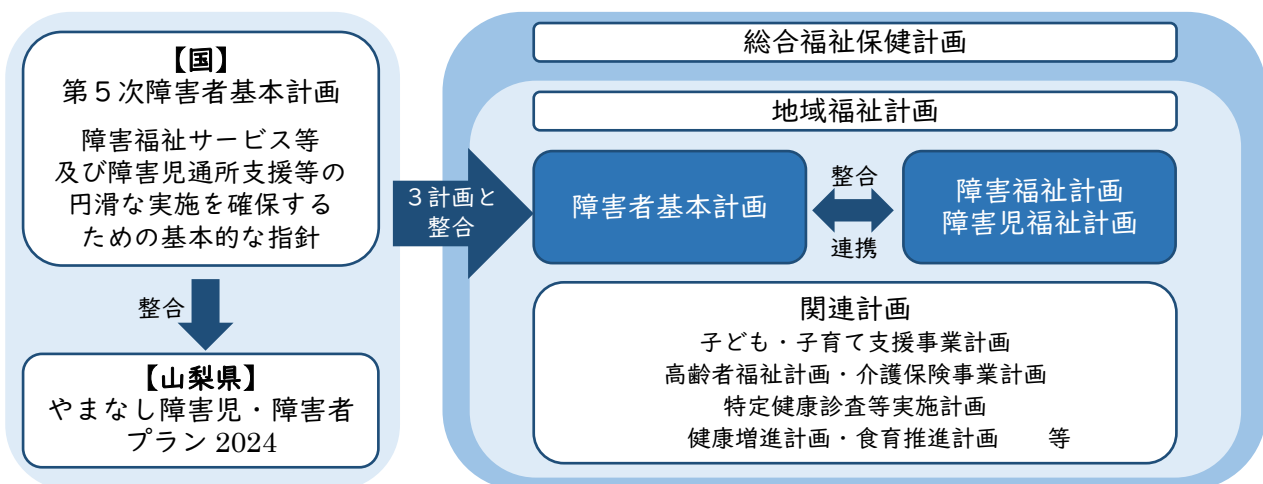
2. 計画の位置づけ

第4次障害者基本計画は、障害者基本法第11条によって市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」です。この計画は、市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めたものです。

第7期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条によって市町村に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」です。この計画は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標やサービスごとの必要量の見込、その必要量の確保方策について定めたものです。

第3期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20によって市町村に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」です。この計画は、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標やサービスごとの必要量の見込、その必要量の確保方策について定めたものです。

これらの計画は相互に整合・連携しているとともに、国の「第5次障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、山梨県の「やまなし障害児・障害者プラン2024」との整合が図られています。また、上位計画に市の「地域福祉計画」を据え、福祉分野の関連計画との連携に努めます。



3. 計画の期間

第4次障害者基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

どの計画も計画期間中の最終年度に計画の見直しを予定しています。ただし、社会情勢の大きな変化等、計画の速やかな見直しが必要と判断される場合には、最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3次障害者基本計画						第4次障害者基本計画					
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

4. 計画の対象

第4次障害者基本計画は、市内在住の人、市内の学校や企業等に通学・通勤している人等、本市において日常生活・社会生活を送る人すべてを対象とします。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、障害者手帳を所持している人、難病を抱えている人以外にも、何らかの障がいがあることを理由に日常生活・社会生活を送るうえで不自由や困難を感じている人を対象とします。

5. 計画の策定体制

(1) 上野原市総合福祉保健計画等策定委員会・障がい福祉部会の設置

学識経験者や保健・医療・福祉の関係団体の代表者、地域団体、事業団体等から構成される「上野原市総合福祉保健計画等策定委員会・障がい福祉部会」を設置し、本計画に関する検討・協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料とするため、市内に住む障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施し、日常生活の現状や課題、今後の希望等の把握を行いました。アンケート調査の結果の抜粋は、第2章に掲載しています。

(3) パブリック・コメントの実施

市民の考えを本計画に反映するため、素案を公表して広く市民等からの意見を募集しました。

素案の公表方法：上野原市ホームページ、福祉課窓口

意見の提出方法：書面の提出、郵便、ファックス、電子メール

意見の募集期間：令和6年1月12日（金）～ 令和6年2月1日（木）

意見の件数： 件

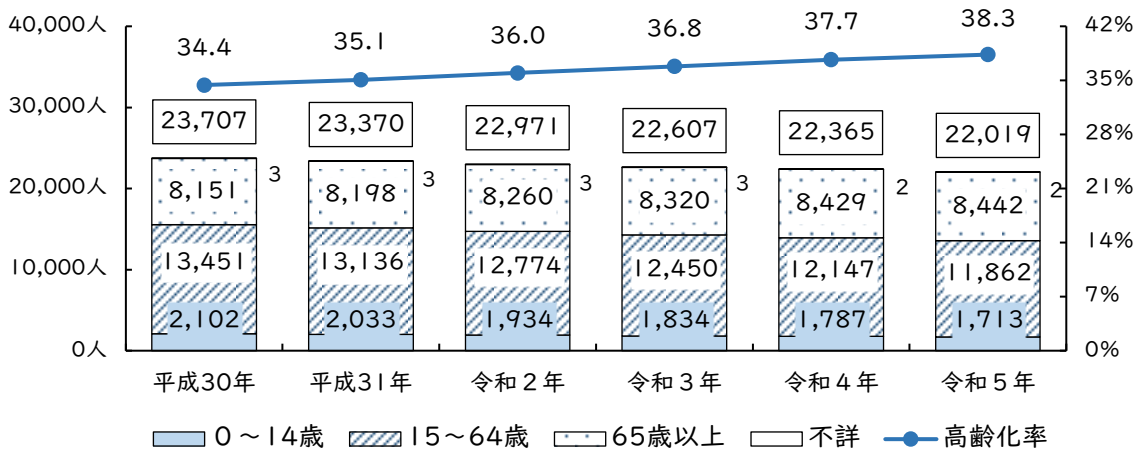
第2章 上野原市における状況

1. 統計データからみた上野原市のすがた

(1) 人口・障害者手帳交付件数

総人口・年齢3区分別人口

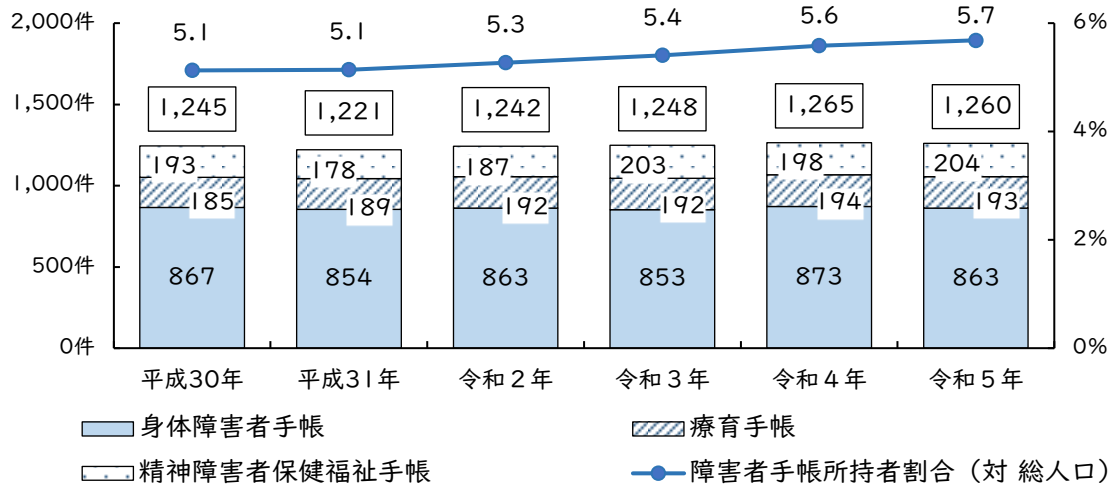
令和5年の総人口は22,019人で、その内訳は「0～14歳」が1,713人、「15～64歳」が11,862人、「65歳以上」が8,442人となっています。また、高齢化率は38.3%となっています。平成30年からの推移をみると、総人口は減少傾向、高齢化率は上昇傾向にあることがわかります。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

障害者手帳交付件数

令和5年の障害者手帳交付件数は1,260件で、その内訳は「身体障害者手帳」が863件、「療育手帳」が193件、「精神障害者保健福祉手帳」が204件となっています。また、障害者手帳所持者割合（対総人口）は5.7%となっています。平成30年からの推移をみると、障害者手帳交付件数はほぼ横ばいですが、総人口が減少傾向にあることから障害者手帳所持者割合（対総人口）は上昇傾向にあることがわかります。

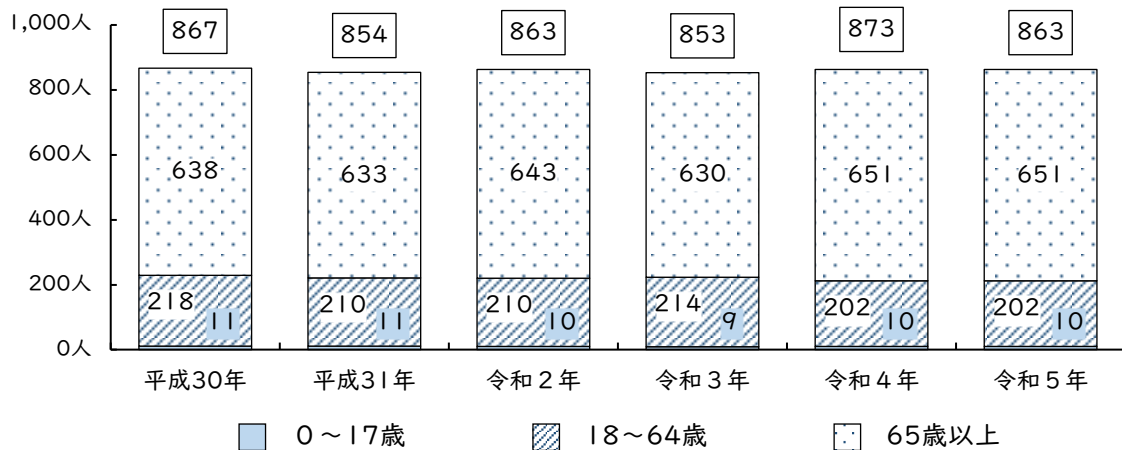


資料：「福祉課調べ（各年3月31日時点）」

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

年齢別身体障害者手帳所持者数

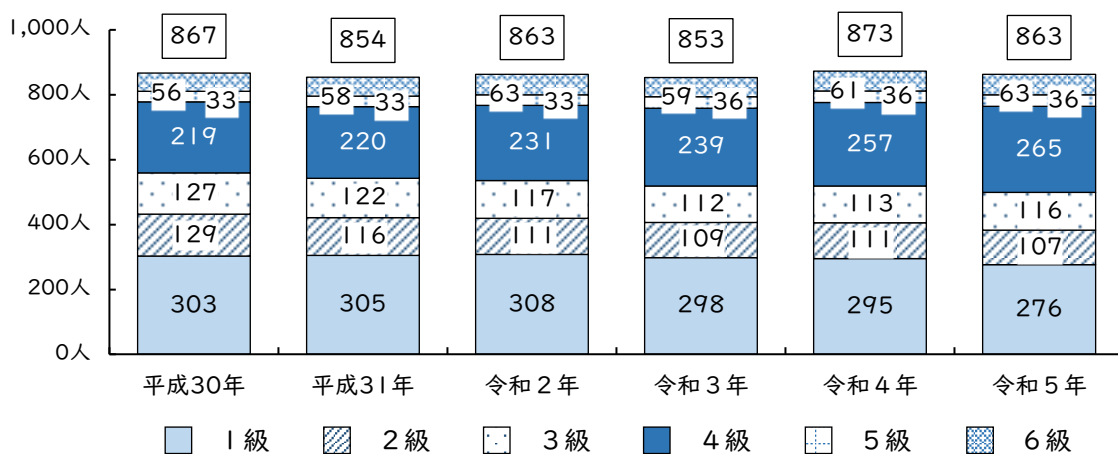
令和5年の年齢別身体障害者手帳所持者数は、「0～17歳」が10人、「18～64歳」が202人、「65歳以上」が651人となっています。平成30年からの推移をみると、「0～17歳」はほぼ横ばい、「18～64歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向にあることがわかります。



資料：「身体障害者数（各年3月31日時点）」

等級別身体障害者手帳所持者数

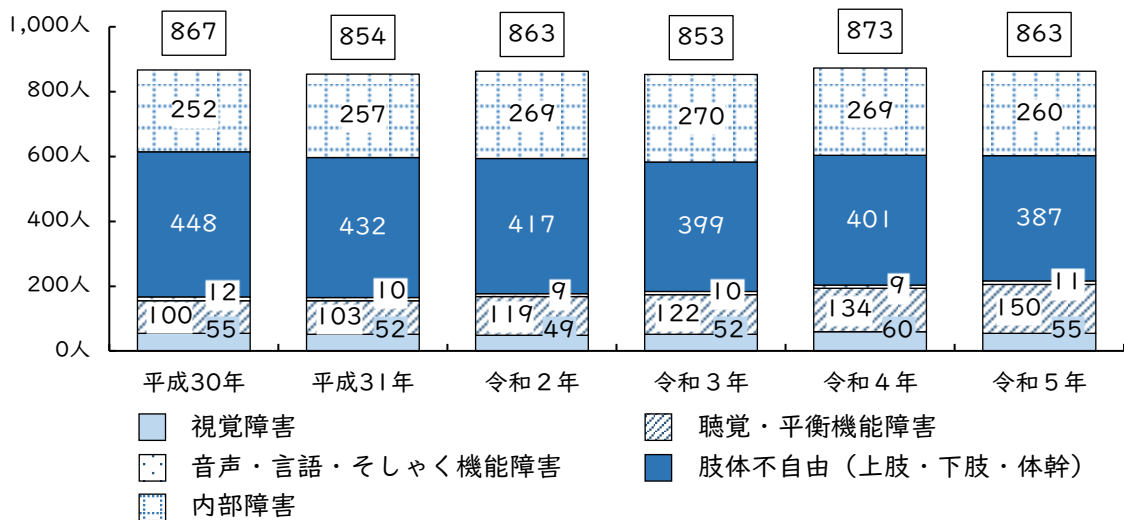
令和5年の等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級」が276人と最も多く、次いで「4級」が265人、「3級」が116人などとなっています。平成30年からの推移をみると、「1級」、「2級」、「3級」が減少傾向、「4級」が増加傾向にあることがわかります。



資料：「身体障害者数（各年3月31日時点）」

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

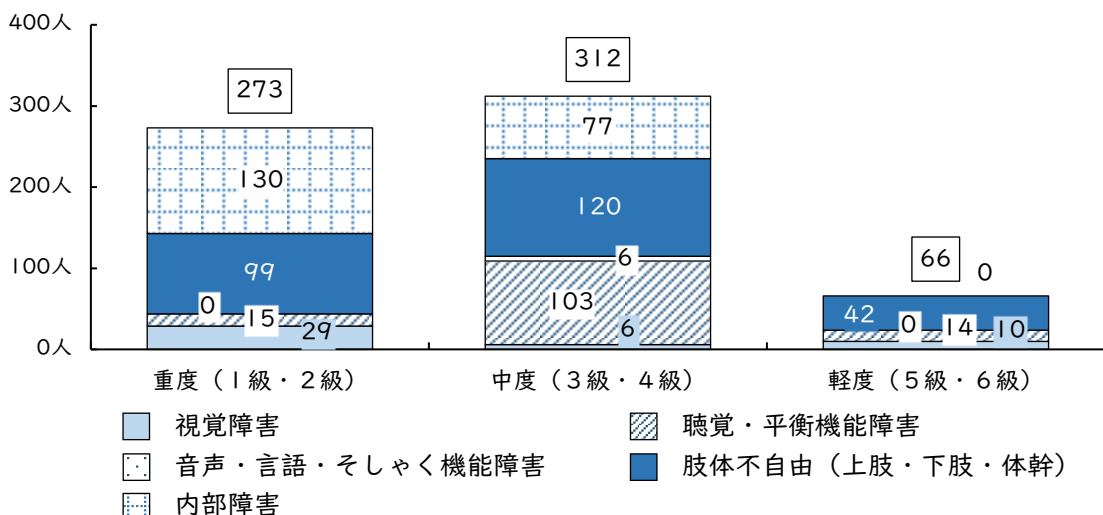
令和5年の障がいの種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が387人と最も多く、次いで「内部障害」が260人、「聴覚・平衡機能障害」が150人などとなっています。平成30年からの推移をみると、「聴覚・平衡機能障害」が増加傾向、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が減少傾向にあることがわかります。



資料：「身体障害者数（各年3月31日時点）」

障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和5年）

令和5年の障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数をみると、「視覚障害」、「内部障害」は重度（1級・2級）が多く、「聴覚・平衡機能障害」では中度（3級・4級）が多いことがわかります。（なお、「音声・言語・そしゃく機能障害」の等級は3級・4級のみとなっています。）

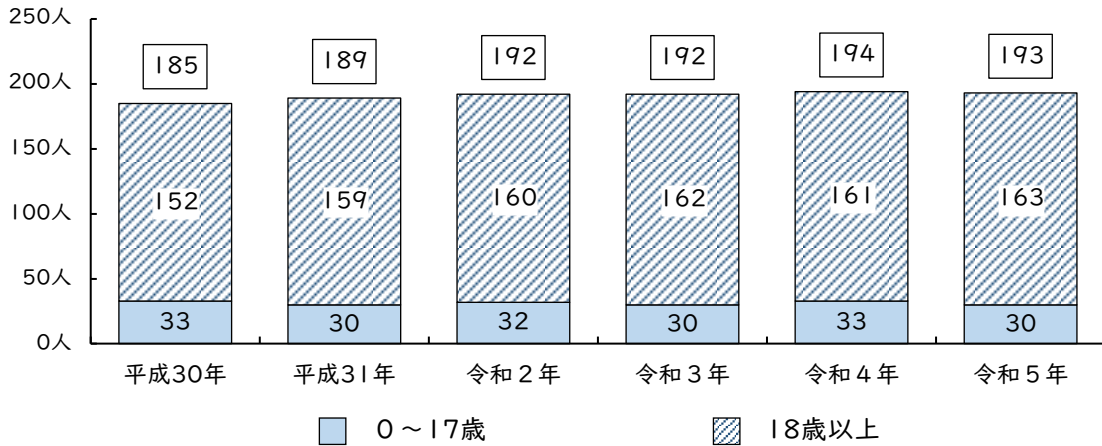


資料：「身体障害者数（令和5年3月31日時点）」

(3) 療育手帳所持者の状況

年齢別療育手帳所持者数

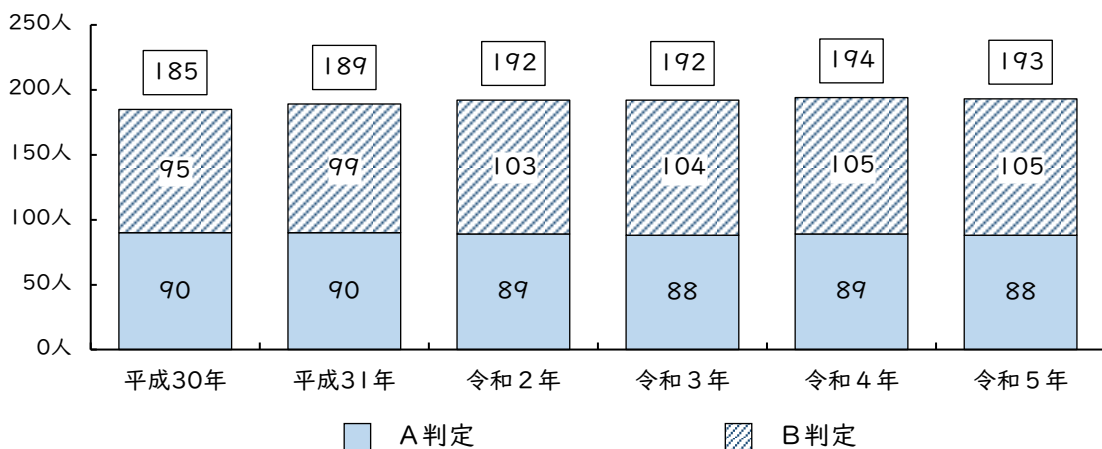
令和5年の年齢別療育手帳所持者数は、「0～17歳」が30人、「18歳以上」が163人となっています。平成30年からの推移をみると、「0～17歳」はほぼ横ばい、「18歳以上」は増加傾向にあることがわかります。



資料：「療育手帳所持者数（各年3月31日時点）」

程度別療育手帳所持者数

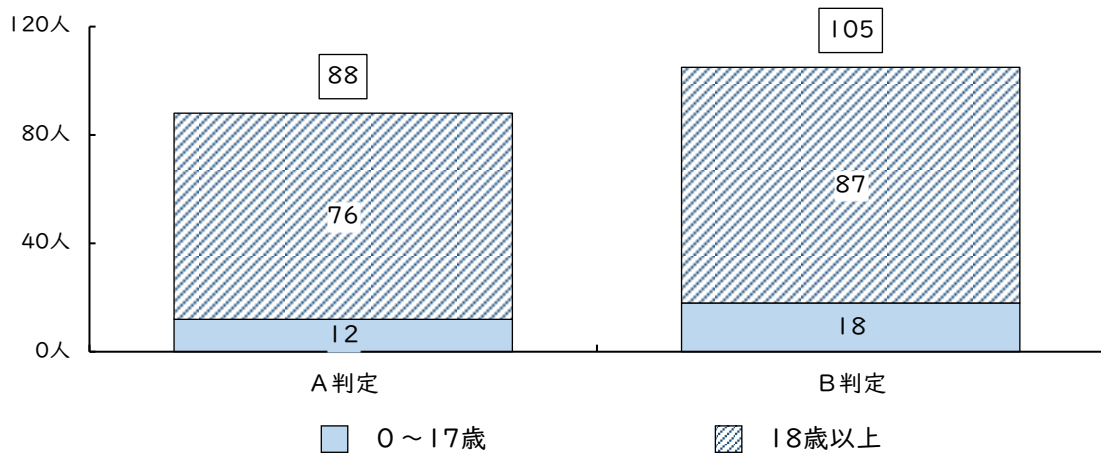
令和5年の程度別療育手帳所持者数は、「A判定」が88人、「B判定」が105人となっています。平成30年からの推移をみると、「A判定」はほぼ横ばい、「B判定」は増加傾向にあることがわかります。



資料：「療育手帳所持者数（各年3月31日時点）」

年齢別・程度別療育手帳所持者数（令和5年）

令和5年の年齢別・程度別療育手帳所持者数をみると、「0～17歳」、「18歳以上」とともにB判定がA判定よりやや多いことがわかります。

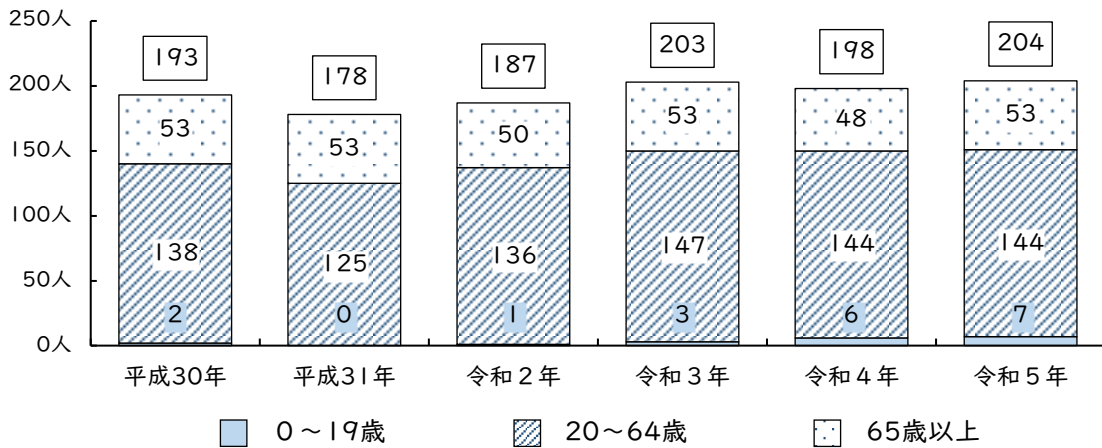


資料：「療育手帳所持者数（令和5年3月31日時点）」

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

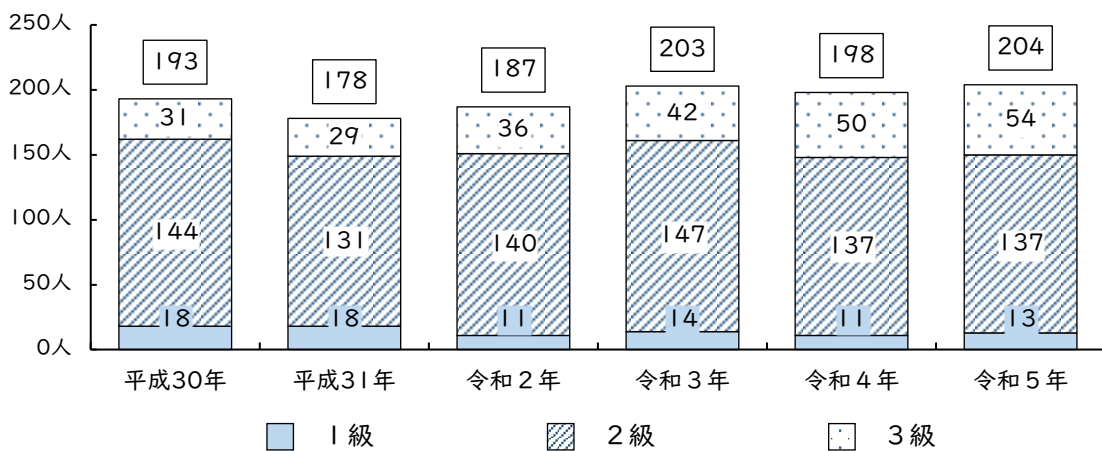
令和5年の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「0～19歳」が7人、「20～64歳」が144人、「65歳以上」が53人となっています。平成30年からの推移をみると、「0～19歳」、「20～64歳」は増加傾向、「65歳以上」はほぼ横ばいであることがわかります。



資料：「精神障害者保健福祉手帳 等級・年齢別所持者状況（各年3月31日時点）」

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

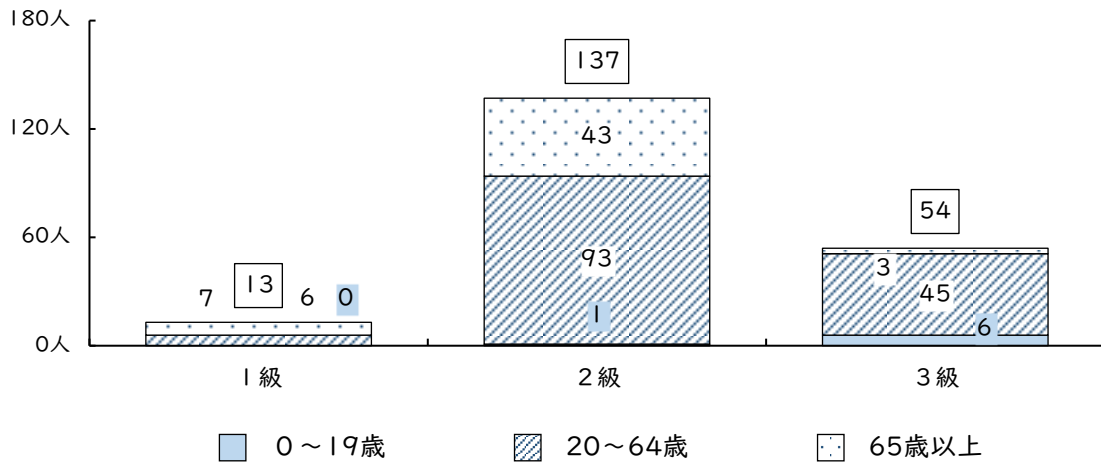
令和5年の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「1級」が13人、「2級」が137人、「3級」が54人となっています。平成30年からの推移をみると、「1級」、「2級」は減少傾向、「3級」は増加傾向にあることがわかります。



資料：「精神障害者保健福祉手帳 等級・年齢別所持者状況（各年3月31日時点）」

年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和5年）

令和5年の年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、「0～19歳」は3級が多く、「20～64歳」、「65歳以上」は2級が多いことがわかります。



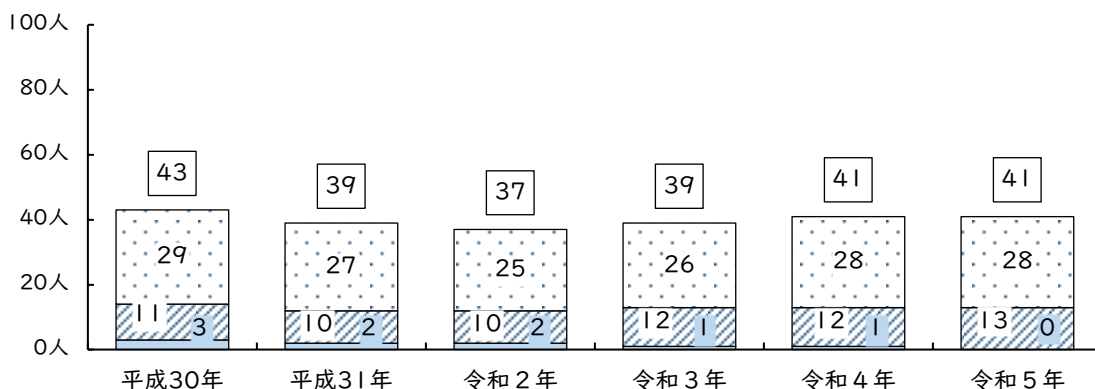
資料：「精神障害者保健福祉手帳 等級・年齢別所持者状況（令和5年3月31日時点）」

(5) 障がいのある人への支援の状況

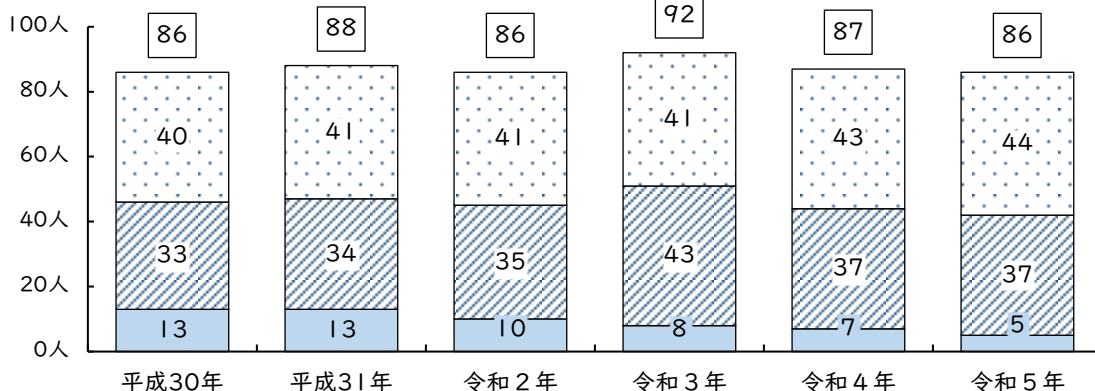
障害者手帳の種類別障害支援区分別支給決定者数

令和5年の障害支援区分別支給決定者数は、療育手帳所持者で86人と最も多く、次いで身体障害者手帳所持者で41人、精神障害者保健福祉手帳所持者で14人となっています。平成30年からの推移をみると、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は「軽度（区分1・区分2）」が減少傾向、「中度（区分3・区分4）」が増加傾向にあります。身体障害者手帳所持者は、目立った変化はみられません。

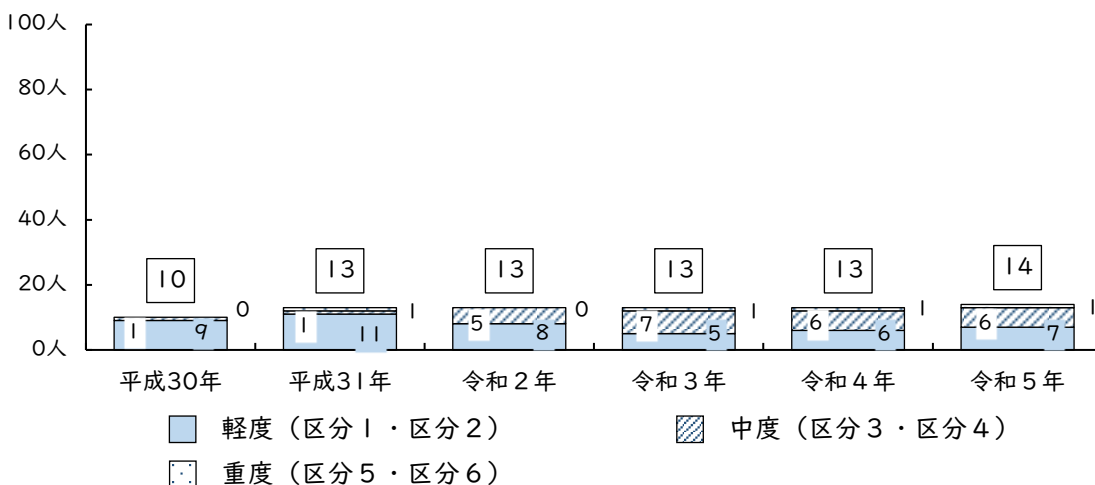
《身体障害者手帳所持者》



《療育手帳所持者》



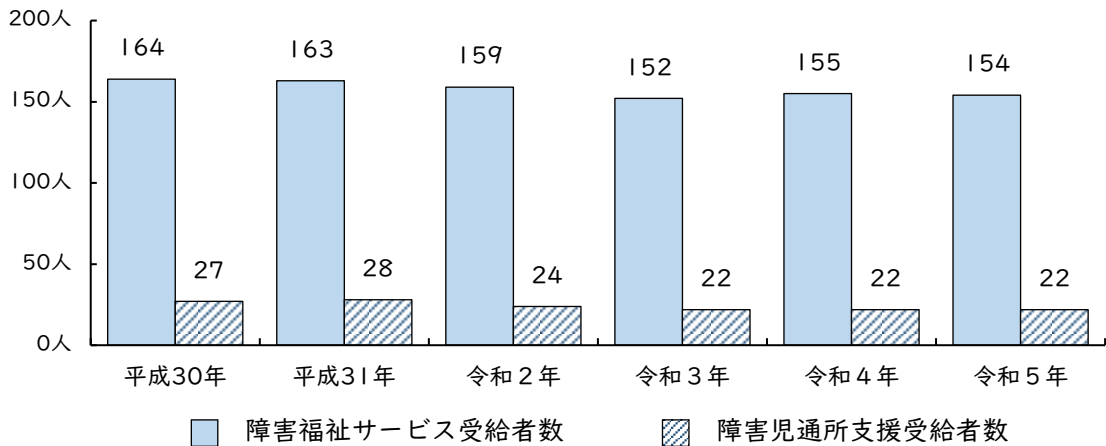
《精神障害者保健福祉手帳所持者》



資料：「福祉課調べ（令和5年3月時点）」

障がい福祉サービス受給者数・障害児通所支援受給者数

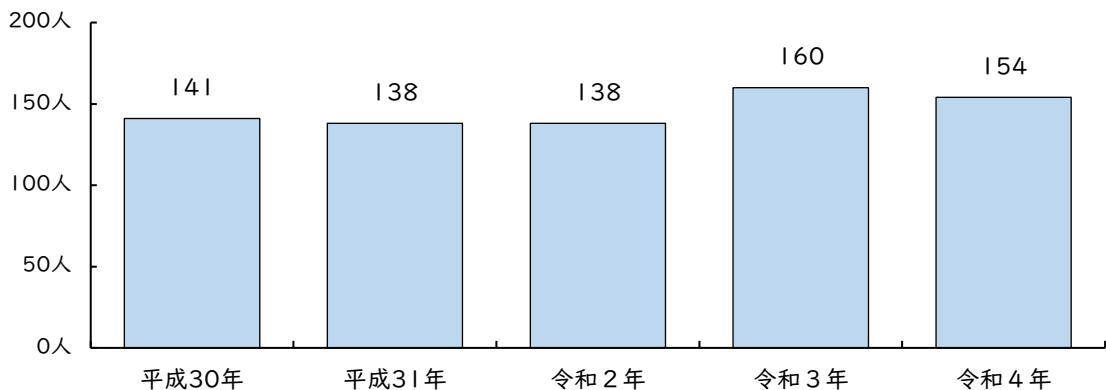
令和5年の障がい福祉サービス受給者数は154人で、障害児通所支援受給者数は22人となっています。平成30年からの推移をみると、いずれも減少傾向にあることがわかります。



資料：「福祉課調べ（各年3月31日時点）」

特定医療費（指定難病）受給者数

令和4年の特定医療費（指定難病）受給者数は、154人となっています。平成30年からの推移をみると、令和2年間まではほぼ横ばいでしたが、令和3年に前年より22人多くなっています。その後、令和4年に減少していますが、150人台と近年では多い水準となっています。

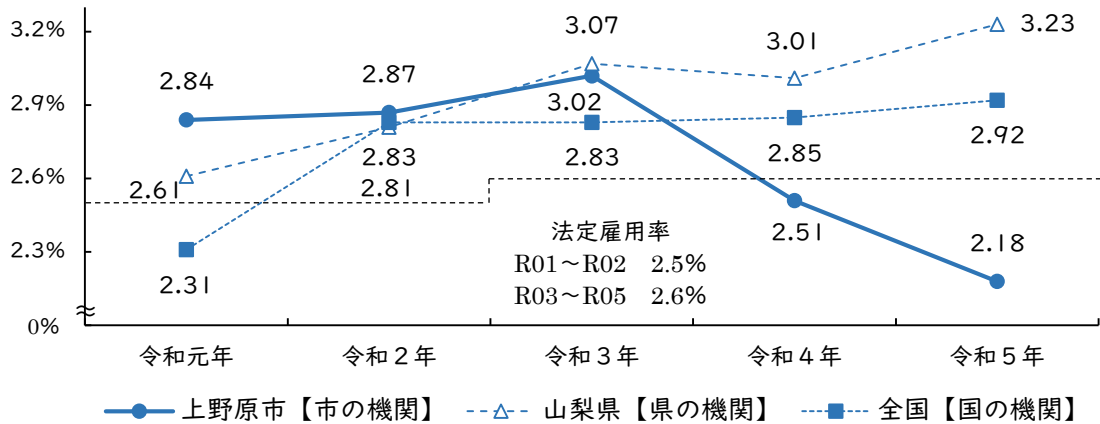


資料：「指定難病受給者証発行数（各年3月31日時点）」

(6) 障がいのある人の就労・就学状況

障がいのある人の就労状況（職員）

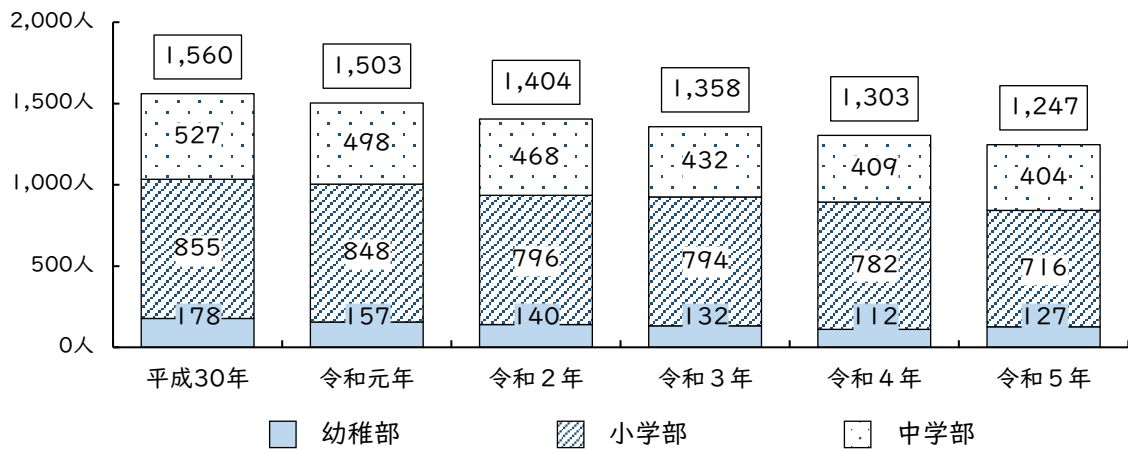
令和5年の本市の障がいのある人の雇用率は、2.18%となっています。山梨県や全国と比べると、低い数値となっています。令和元年からの推移をみると、山梨県は継続して法定雇用率を達成できているのに対し、本市や国では年によって未達成であることがわかります。



資料：「障害者雇用状況（各年6月1日時点）」

学校別特別支援学校在籍者数

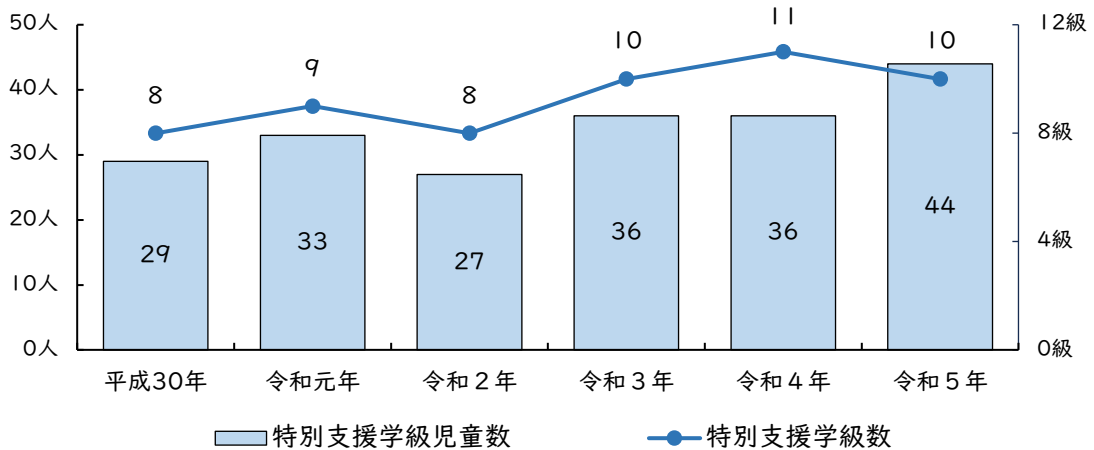
令和5年の特別支援学校在籍者数は1,247人で、その内訳は「幼稚部」が127人、「小学部」が716人、「中学部」が404人となっています。平成30年からの推移をみると、特別支援学校在籍者数は減少傾向にあり、いずれの学校でも減少傾向にあることがわかります。



資料：「学校基本調査（各年5月1日時点）」

小学校における特別支援学級児童数・特別支援学級数

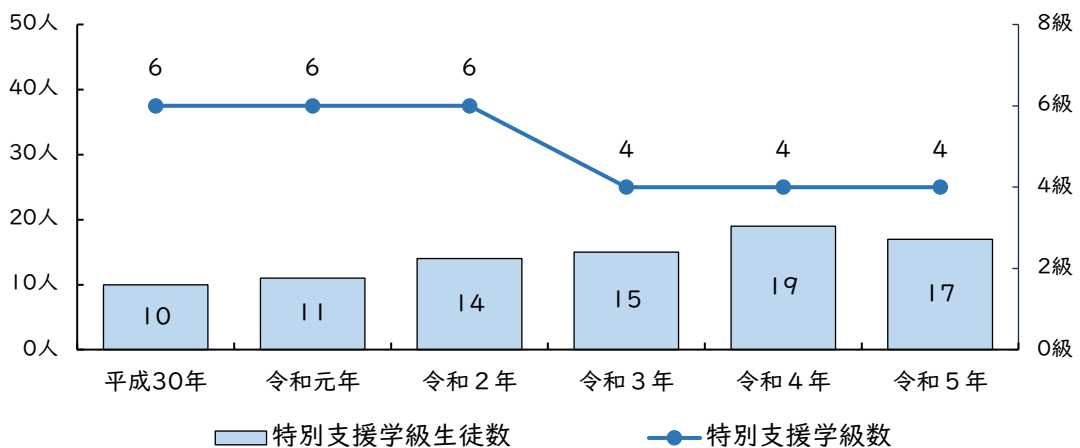
令和5年の小学校における特別支援学級児童数は44人で、特別支援学級数は10級となっています。平成30年からの推移をみると、特別支援学級児童数・特別支援学級数ともに増減しながらも増加傾向にあることがわかります。



資料：「学校基本調査（各年5月1日時点）」

中学校における特別支援学級生徒数・特別支援学級数

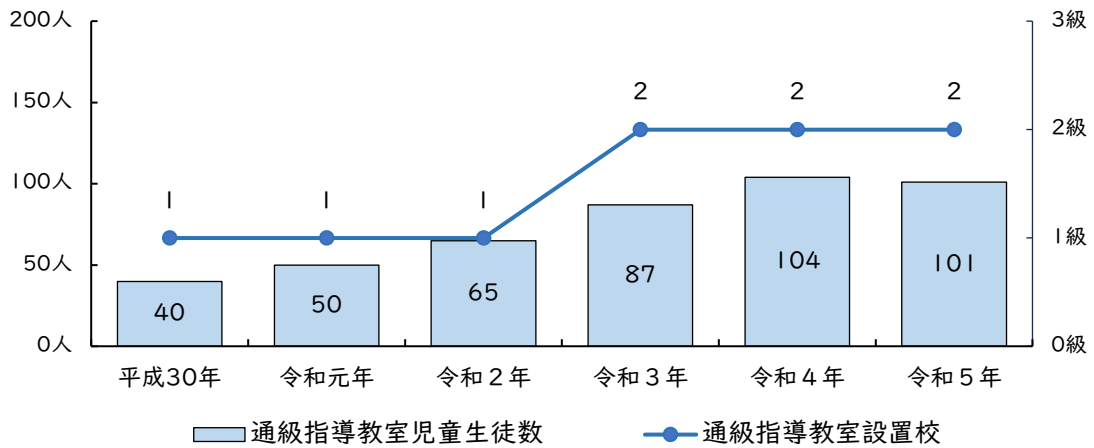
令和5年の中学校における特別支援学級生徒数は17人で、特別支援学級数は4級となっています。平成30年からの推移をみると、特別支援学級生徒数は令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年には減少しています。特別支援学級数は、令和3年に2級減り、その後は横ばいで推移しています。



資料：「学校基本調査（各年5月1日時点）」

通級指導教室児童生徒数

令和5年の通級指導教室児童生徒数は101人で、通級指導教室設置校は2校となっています。平成30年からの推移をみると、通級指導教室児童生徒数は令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年に減少しています。また、通級指導教室設置校は、令和3年に1校増え、その後は横ばいで推移しています。



資料：「学校基本調査（各年5月1日時点）」

2. アンケート調査からみた上野原市のすがた

調査対象者・調査方法・調査期間

調査対象者：市内に住む身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳、または複数の手帳を所持している人 全員 1,173人

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和5年6月23日～令和5年7月28日

回収状況

発送数	回収数	回収率	対象外・無効	有効回収率
1,173	623	53.1%	0	53.1%

注意事項

- ・ 回答は設問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してある。
- ・ 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- ・ 1つの設問に2つ以上答えられる“複数回答可”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- ・ サンプル数が20以下の場合は、コメントを掲載していない。
- ・ スペースの関係上、設問や選択肢の文言を省略している箇所がある。

回答者の属性（上段：人 下段：%）

所持している障害者手帳（複数回答可）					
調査数	身体障害者手帳	療育手帳	保健福祉手帳	精神障害者	無回答
623	428	99	88	40	
100.0	68.7	15.9	14.1	6.4	

性別				
調査数	男性	女性	その他	無回答
623	336	272	-	15
100.0	53.9	43.7	-	2.4

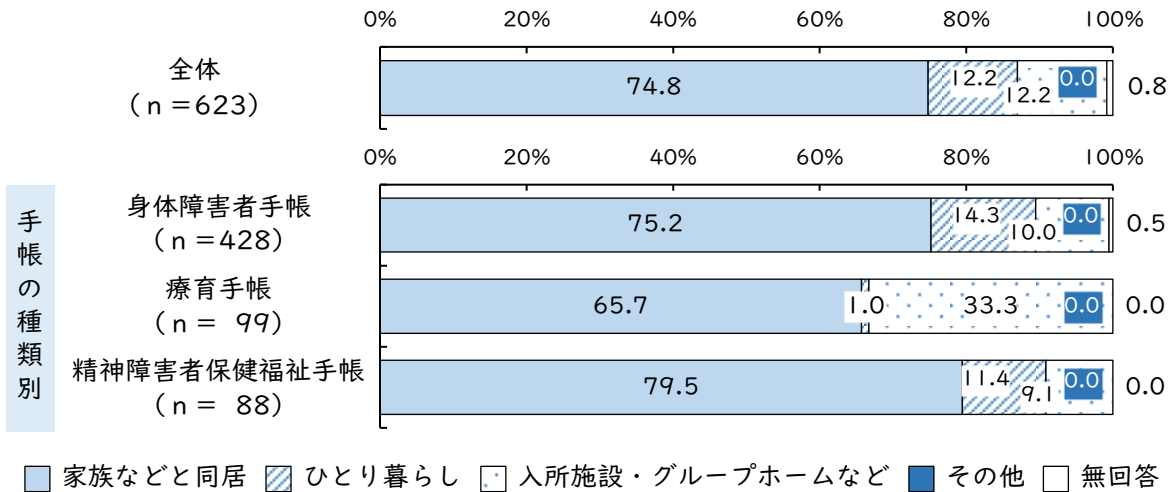
年齢（令和5年6月1日時点）									
調査数	6歳未満	6～11歳	12～17歳	18～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	平均（歳）
623	1	5	11	81	145	113	247	20	
100.0	0.2	0.8	1.8	13.0	23.3	18.1	39.6	3.2	64.66

(1) 現在の生活について

普段暮らしている場所 (単数回答)

「家族など同居」が74.8%と最も多く、「ひとり暮らし」、「入所施設・グループホームなど」が続いています。

手帳の種類別にみると、《療育手帳》で「家族など同居」、「ひとり暮らし」が少なく、「入所施設・グループホームなど」が多くなっています。

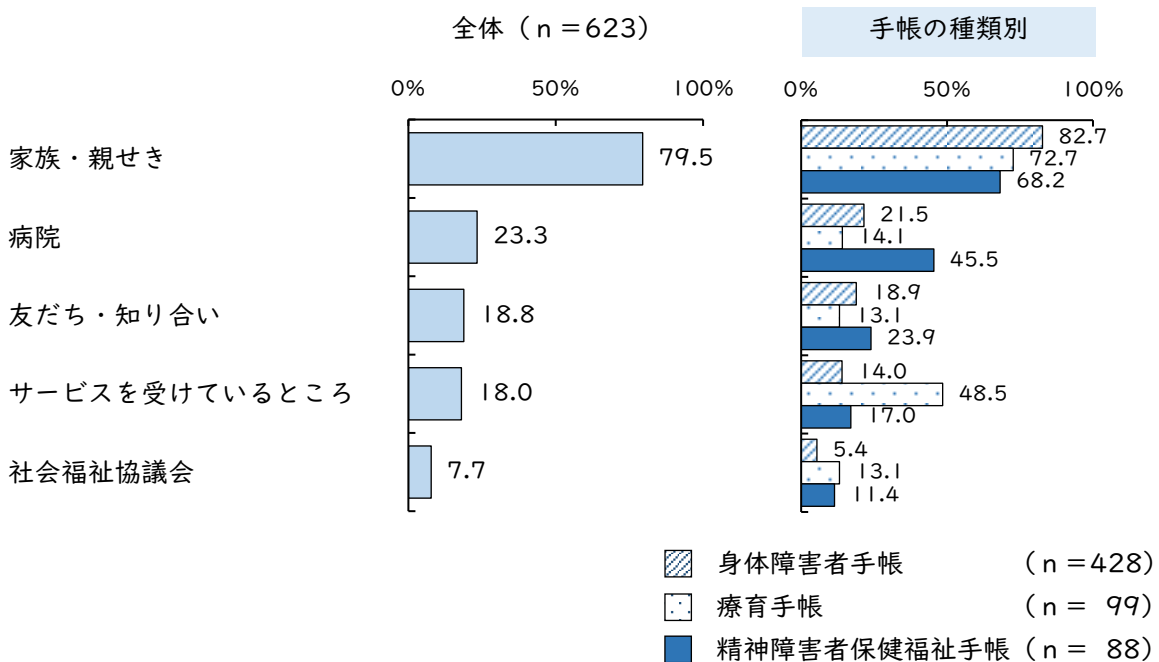


悩みや困ったことを相談する相手 (複数回答可)

「家族・親せき」が79.5%と最も多く、「病院」、「友だち・知り合い」が続いています。

手帳の種類別にみると、《身体障害者手帳》で「社会福祉協議会」が少なく、《療育手帳》で「サービスを受けているところ」が多くなっています。また、《精神障害者保健福祉手帳》で「家族・親せき」が少なく、「病院」、「友だち・知り合い」が多くなっています。

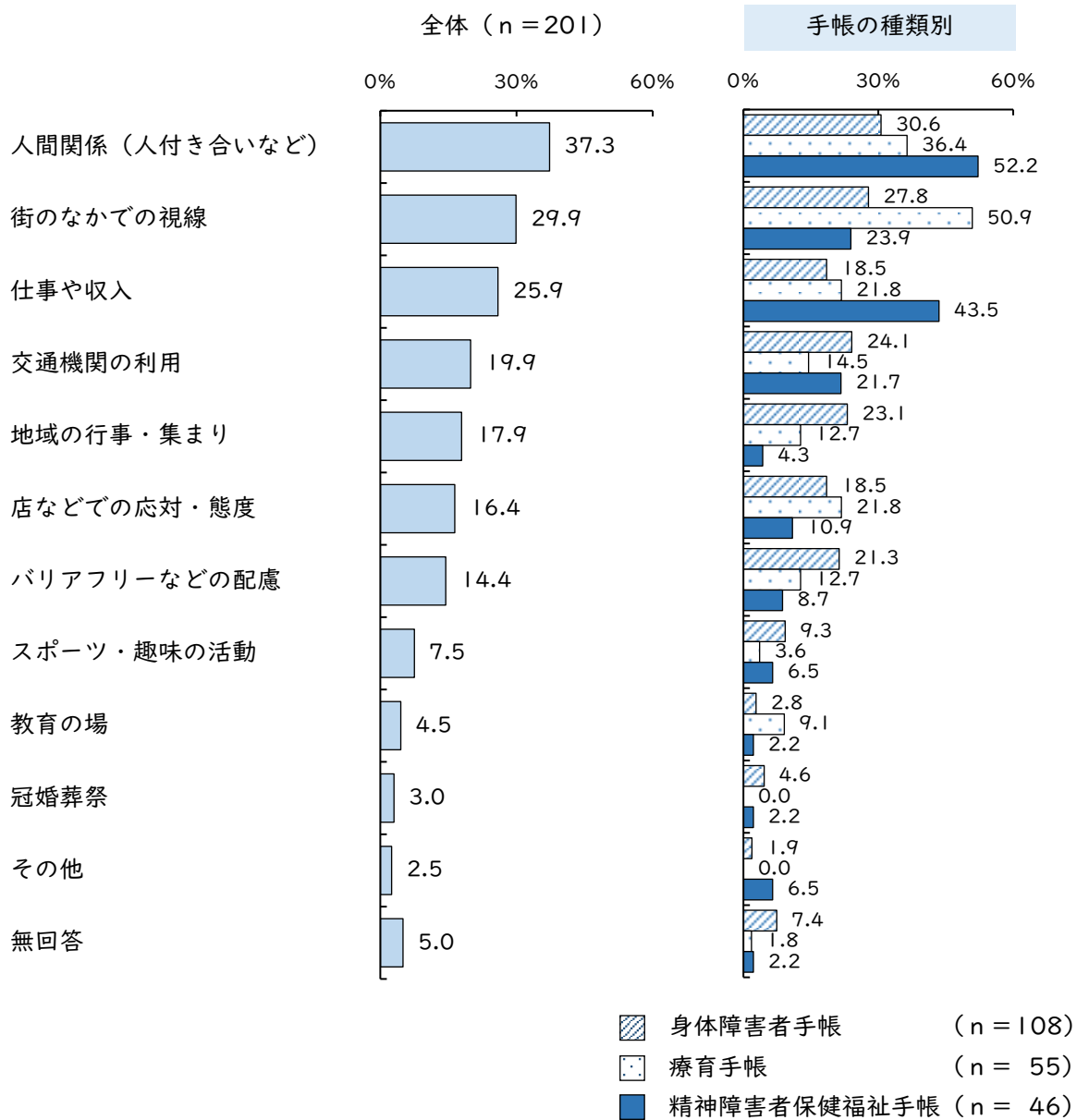
《全体の上位5項目》



日常生活において障がいがあるために差別や偏見を感じる方が差別や偏見を感じる場面
(複数回答可)

「人間関係（人付き合いなど）」が37.3%と最も多く、「街のなかでの視線」、「仕事や収入」などが続いています。

手帳の種類別にみると、《身体障害者手帳》で「バリアフリーなどの配慮」が多くなっています。また、《療育手帳》で「街のなかでの視線」、「店などでの応対・態度」、「教育の場」が多く、「交通機関の利用」、「スポーツ・趣味の活動」が少なくなっています。さらに、《精神障害者保健福祉手帳》で「人間関係（人付き合いなど）」、「仕事や収入」が多く、「地域の行事・集まり」が少なくなっています。

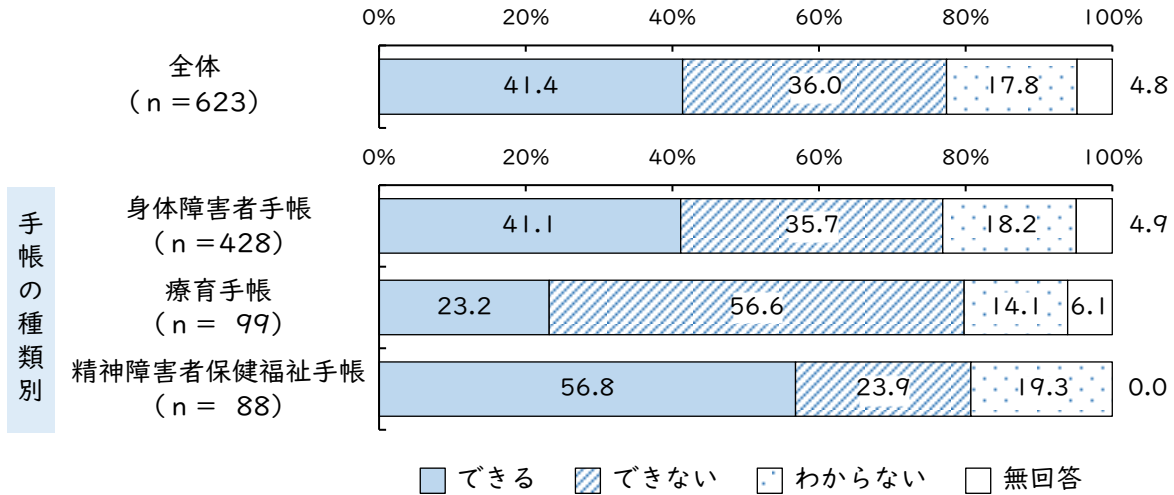


(2) 安全・安心について

地震等の災害時に一人で避難できるか（単数回答）

「できる」が41.4%と最も多く、「できない」、「わからない」が続いています。

手帳の種類別にみると、「療育手帳」で「できる」、「わからない」が少なく、「できない」が多くなっています。

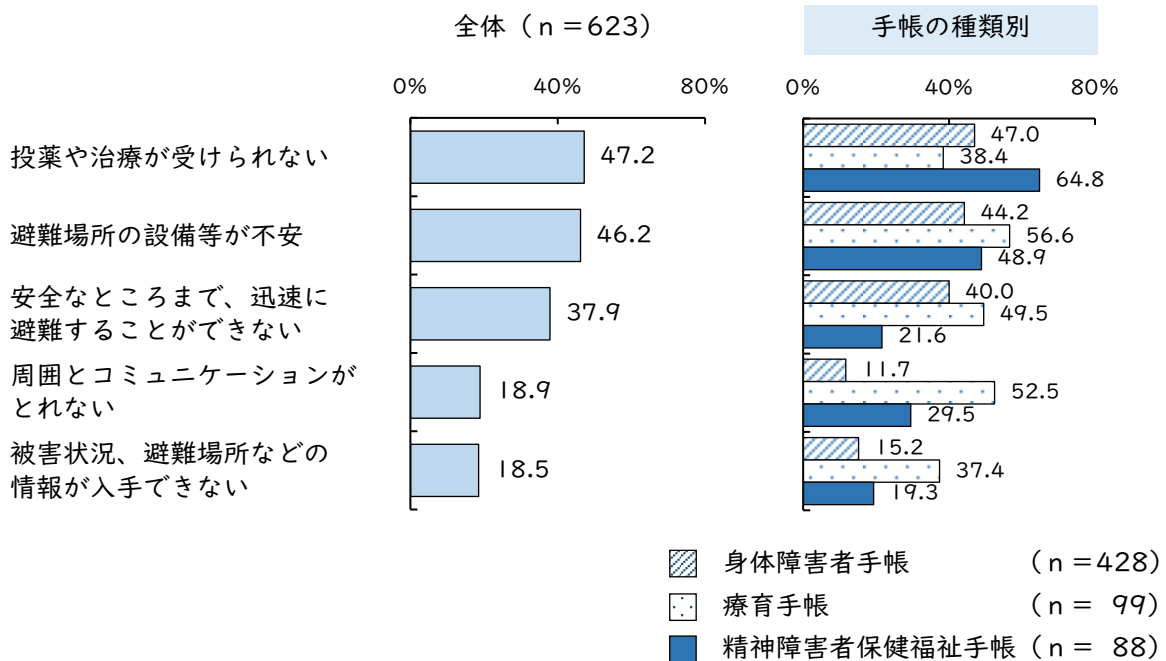


地震等の災害時に困ること（複数回答可）

「投薬や治療が受けられない」が47.2%と最も多く、「避難場所の設備等が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」などが続いています。

手帳の種類別にみると、「療育手帳」で「周囲とコミュニケーションがとれない」などが多くなっています。また、「精神障害者保健福祉手帳」で「投薬や治療が受けられない」が多く、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が少なくなっています。

《全体の上位5項目》

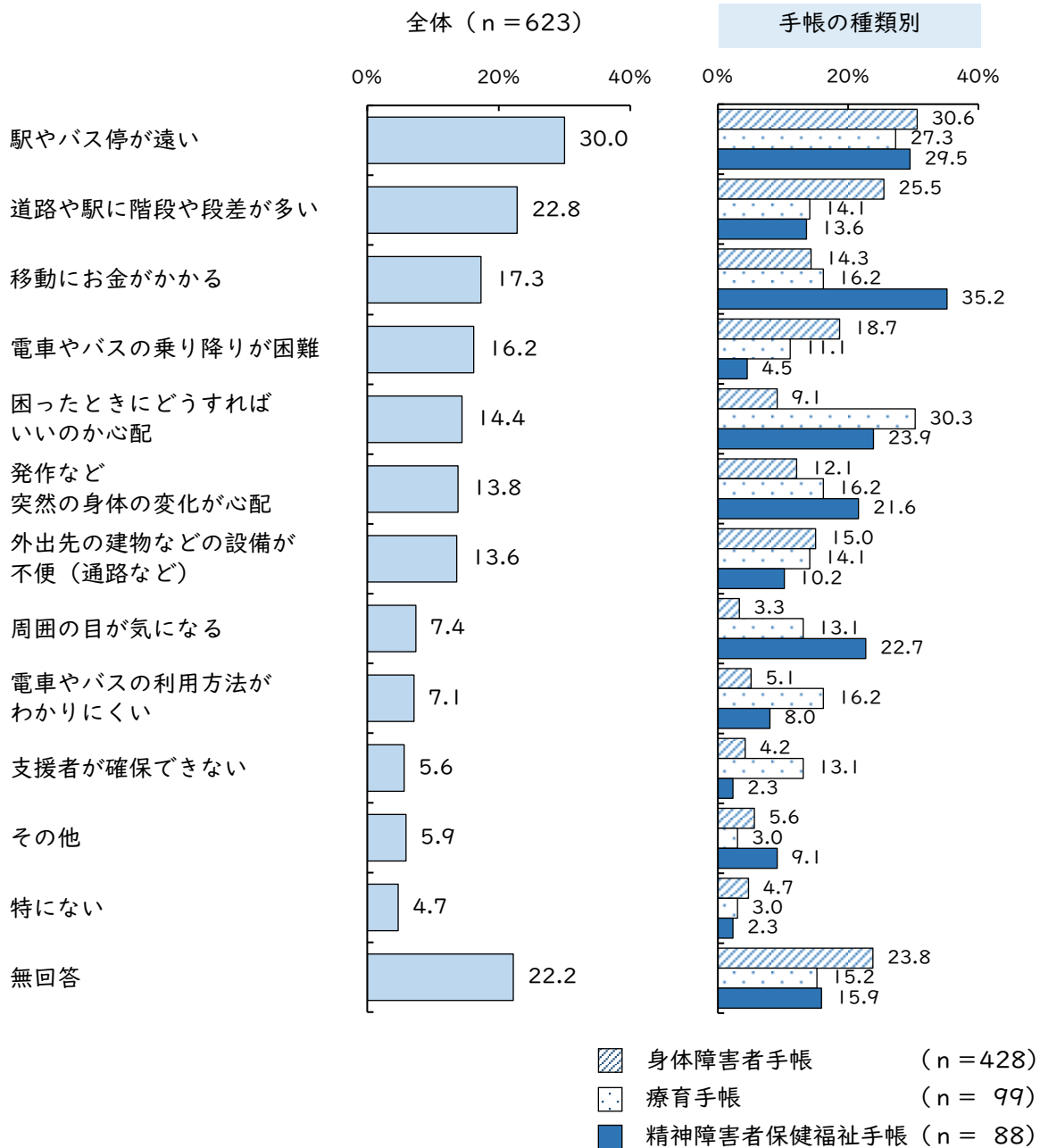


(3) 外出について

外出する時に困ること（複数回答可）

「駅やバス停が遠い」が30.0%と最も多く、「道路や駅に階段や段差が多い」、「移動にお金がかかる」などが続いています。

手帳の種類別にみると、《療育手帳》で「困ったときにどうすればいいのか心配」が多く、《精神障害者保健福祉手帳》で「移動にお金がかかる」が多くなっています。

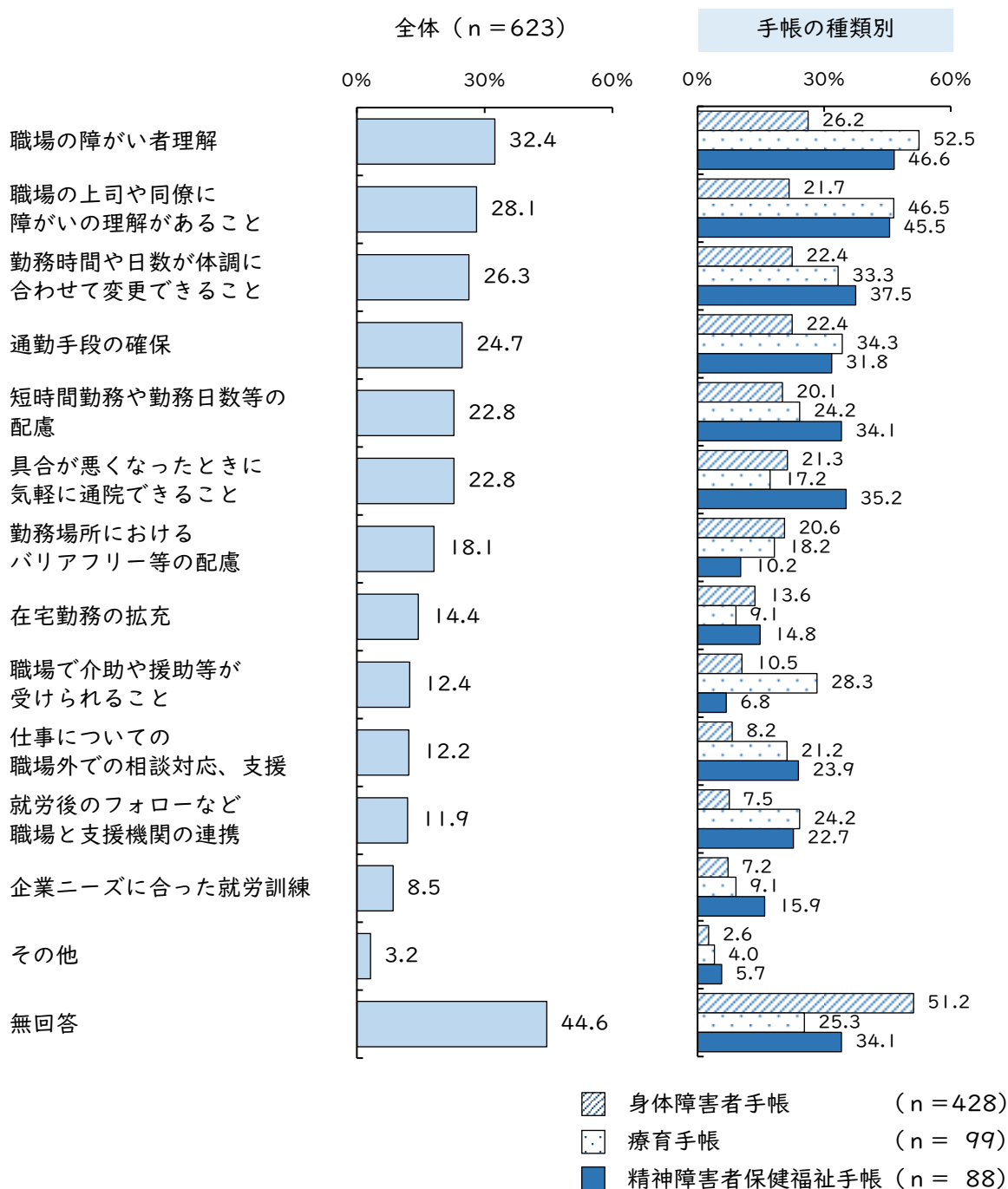


(4) 仕事について

障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと（複数回答可）

「職場の障がい者理解」が32.4%と最も多く、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」などが続いています。

手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳」で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」などが少なく、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」が多くなっています。また、「療育手帳」で「職場の障がい者理解」、「職場で介助や援助等が受けられること」が多く、「在宅勤務の拡充」が少なくなっています。さらに、「精神障害者保健福祉手帳」で「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「具合が悪くなったときに気軽に通院できること」などが多くなっています。

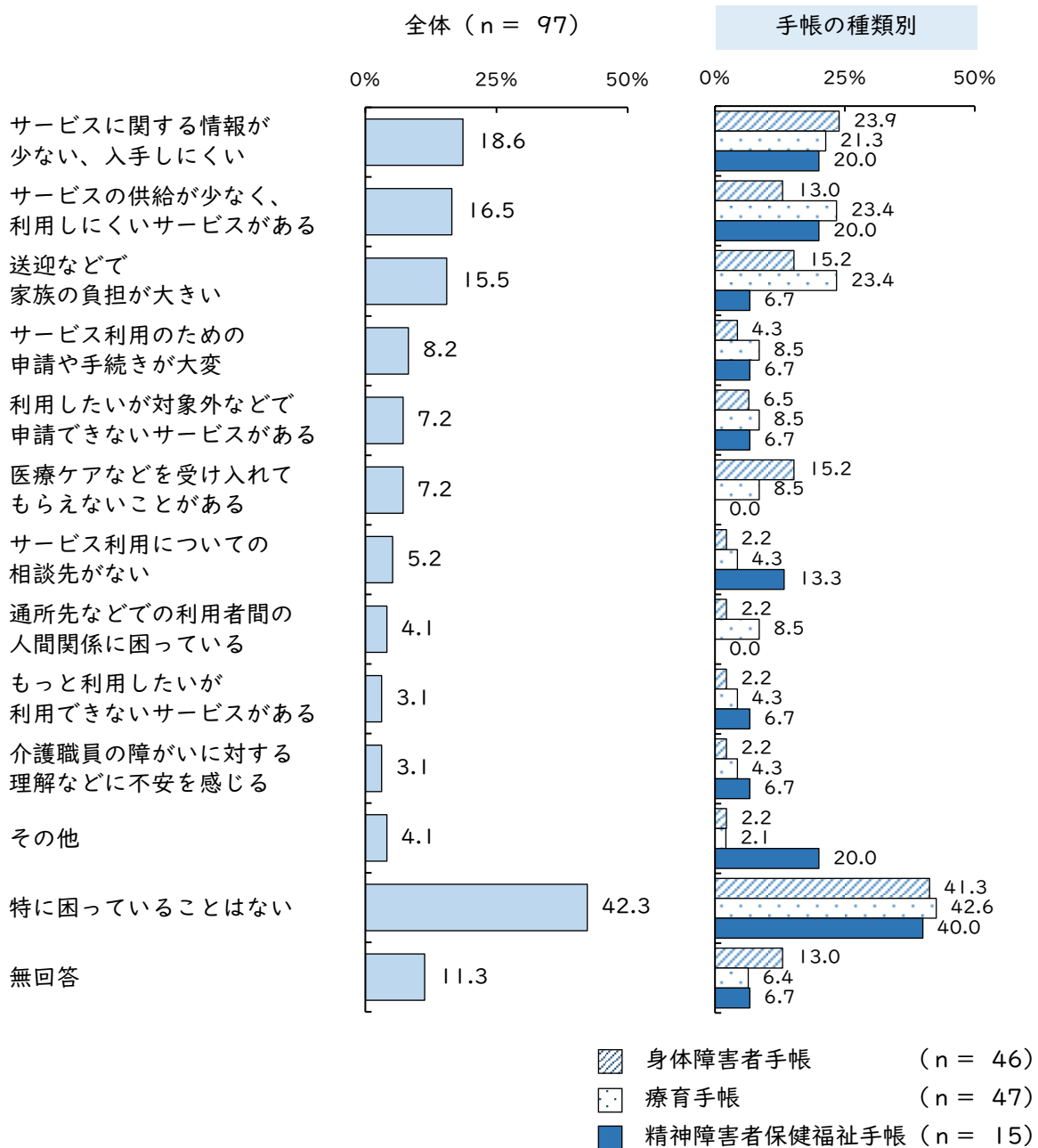


(5) サービスについて

現在サービスを利用している方がサービスの利用で困っていること（複数回答可）

「特に困っていることはない」が42.3%と最も多く、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくい」、「サービスの供給が少なく、利用しにくいサービスがある」などが続いています。

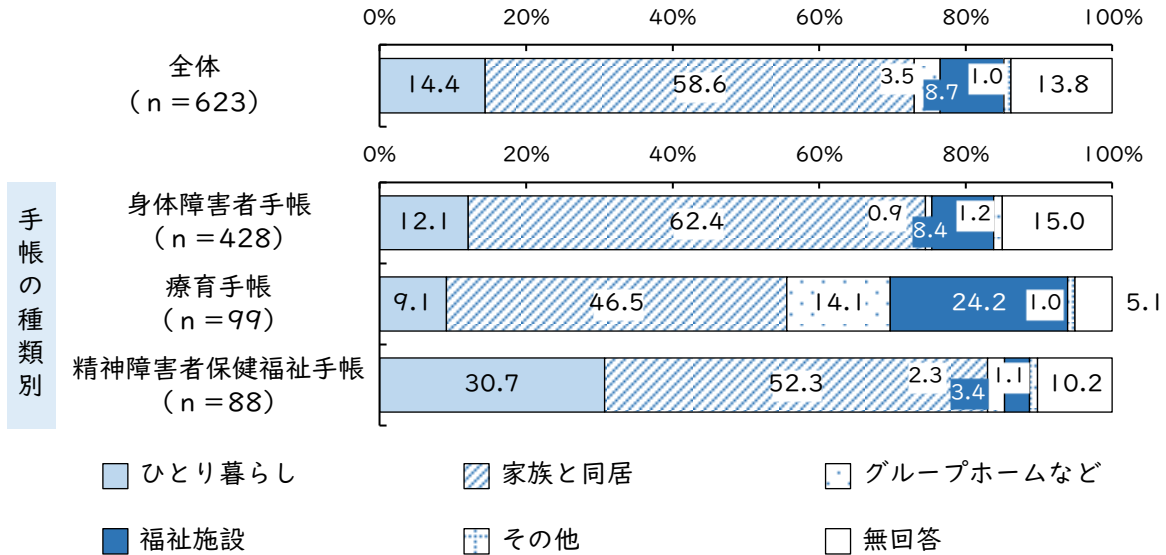
手帳の種類別にみると、《身体障害者手帳》で「サービスの供給が少なく、利用しにくいサービスがある」が少なく、「医療ケアなどを受け入れてもらえないことがある」が多くなっています。また、《療育手帳》で「送迎などで家族の負担が大きい」、「通所先などでの利用者間の人間関係に困っている」が多くなっています。さらに、《精神障害者保健福祉手帳》で「サービスについての相談先がない」、「その他」が多くなっています。



(6) 今後、将来の生活について

今後暮らしたい場所（単数回答）

「家族と同居」が58.6%と最も多く、「ひとり暮らし」、「福祉施設」などが続いています。また、『自宅で暮らしたい』（ひとり暮らし+家族と同居）は、73.0%となっています。手帳の種類別にみると、《療育手帳》で『自宅で暮らしたい』が少なくなっています。

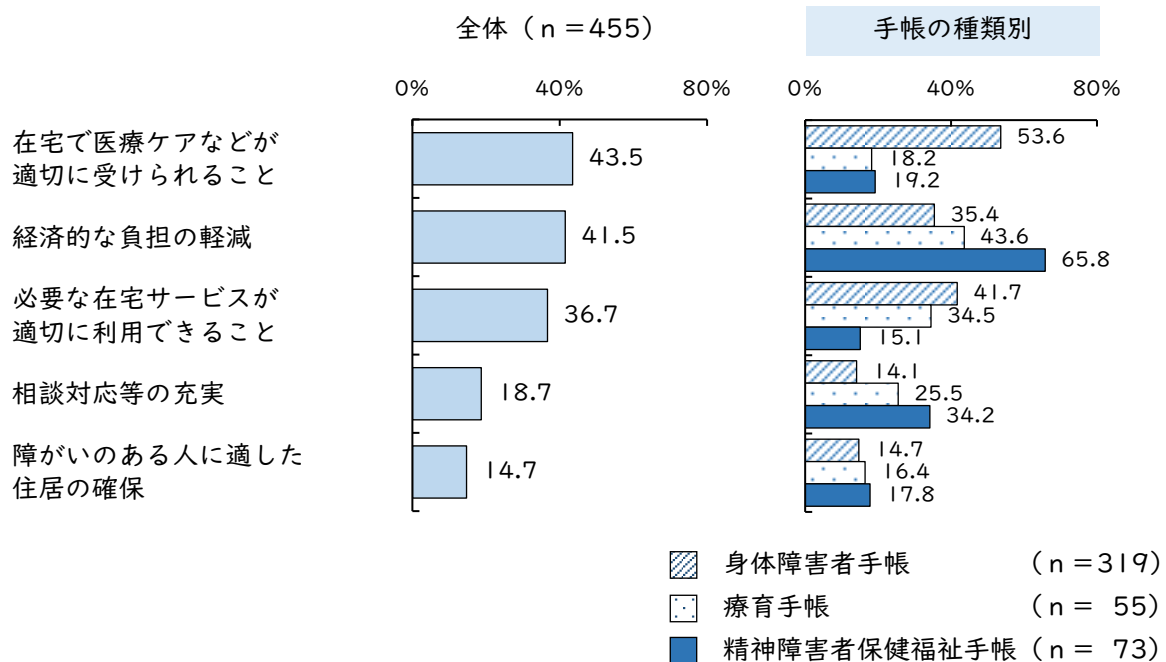


今後自宅で暮らしたい方が在宅で暮らす際にあればよいと思う支援（複数回答可）

「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が43.5%と最も多く、「経済的な負担の軽減」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が続いています。

手帳の種類別にみると、《身体障害者手帳》で「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が多く、《精神障害者保健福祉手帳》で「経済的な負担の軽減」などが多くなっています。

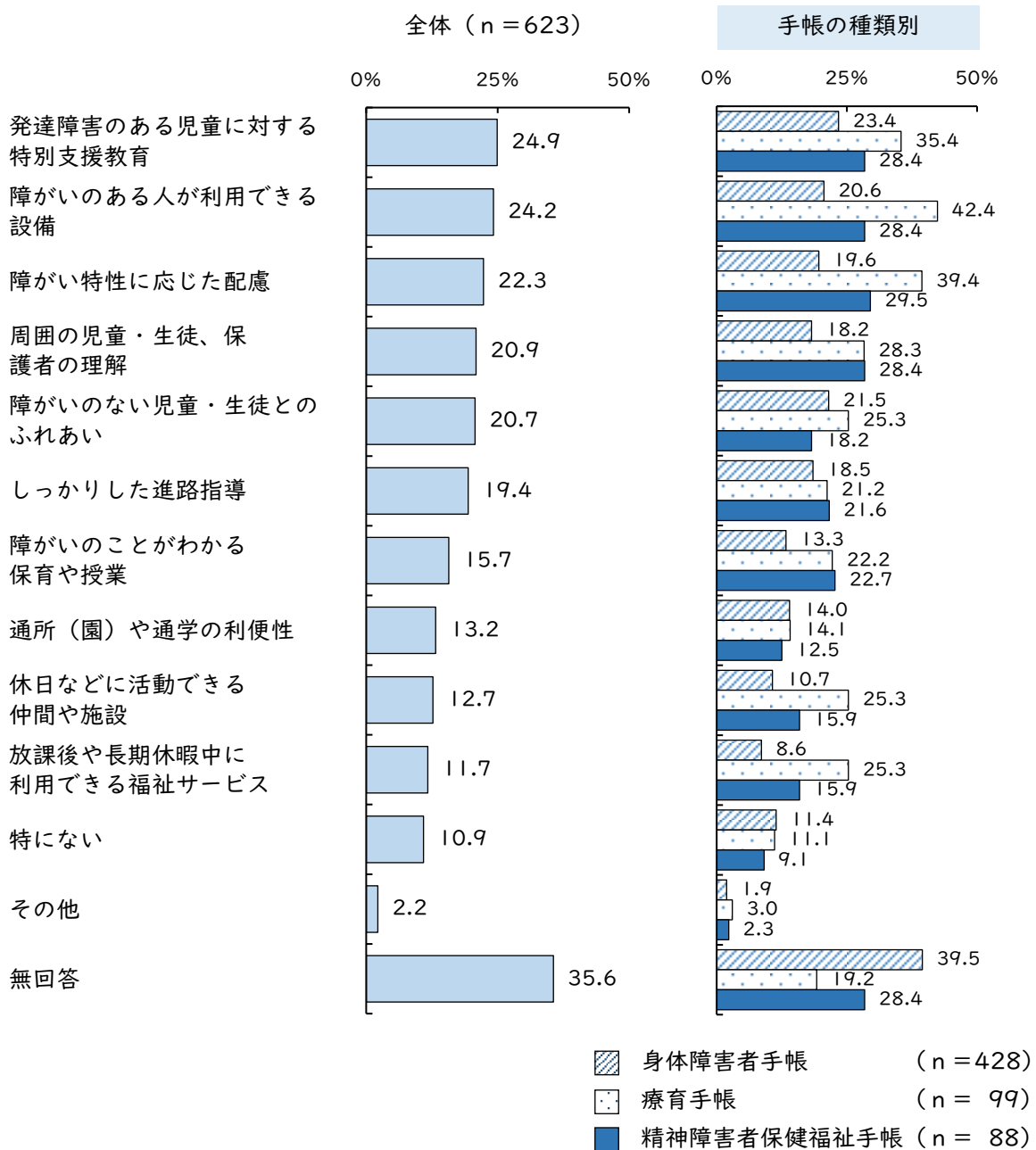
《全体の上位5項目 ※無回答を除く》



障がいのある児童の保育や教育について必要だと思うこと（複数回答可）

「発達障害のある児童に対する特別支援教育」が24.9%と最も多く、「障がいのある人が利用できる設備」、「障がい特性に応じた配慮」などが続いています。

手帳の種類別にみると、《身体障害者手帳》で「周囲の児童・生徒、保護者の理解」、「障がいのことがわかる保育や授業」が少なく、《療育手帳》で「障がいのある人が利用できる設備」、「障がい特性に応じた配慮」、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービス」などが多くなっています。また、《精神障害者保健福祉手帳》で「障がいのない児童・生徒とのふれあい」が少なくなっています。

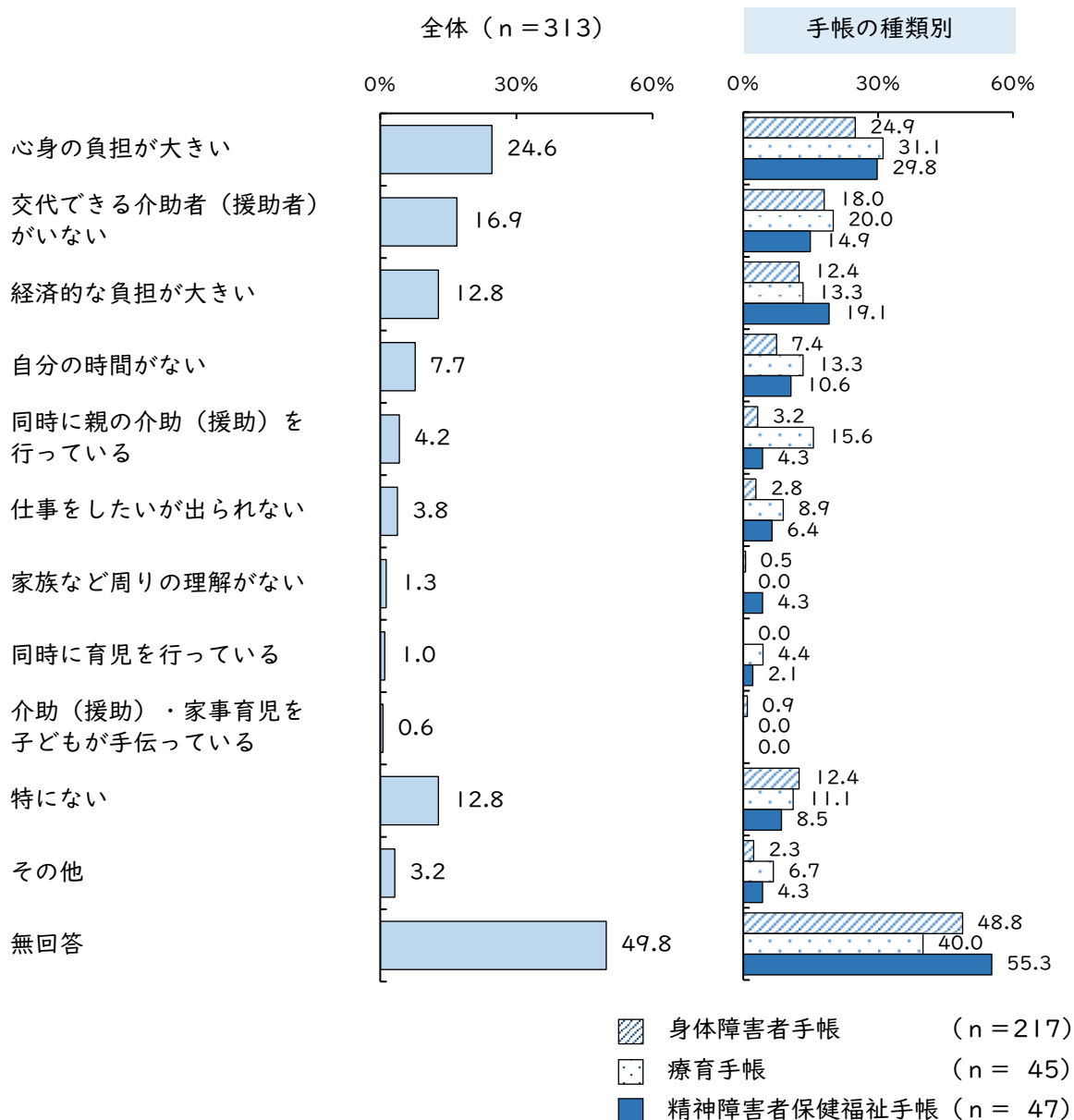


(7) 介助者について (介助者が回答)

対象者と同居で介助(援助)をしている方が、介助(援助)する上で不安や負担に感じていること (複数回答可)

「心身の負担が大きい」が24.6%と最も多く、「交代できる介助者(援助者)がいない」、「経済的な負担が大きい」、「特にない」などが続いています。

手帳の種類別に見ると、≪身体障害者手帳≫で「自分の時間がない」が少なく、≪療育手帳≫で「心身の負担が大きい」、「同時に親の介助(援助)を行っている」、「仕事をしたいが出られない」などが多くなっています。また、≪精神障害者保健福祉手帳≫で「経済的な負担が大きい」が多くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなであつろう
ともに支え合い 安心して暮らせる おもいやりのまち
うえのはら

障がいのある人もない人も、互いを認め、支え合うことで、住み慣れた地域での生活を継続することができる社会を目指し、本市では障がいについての理解・啓発や障がいのある人に対する支援等を行っています。また、地域で生活する方が積極的に地域づくりに参加することで、様々な立場・視点からの考えを取り入れられるようになり、誰もが安心して暮らしやすい地域をつくりあげることにもつながると考えています。そこで、本計画の基本目標を「みんなであつろう ともに支え合い 安心して暮らせる おもいやりのまち うえのはら」とし、障がいのある人もない人も一緒になって皆が暮らしやすい地域づくりを推進していくこととします。

2. 基本目標

【基本目標1】お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり

(啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／生活環境／防災・防犯)

障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続するためには、地域において障がい理解されていることが最も重要です。地域住民が障がいについて理解し、負担とならない範囲で障がいのある人を手助けすることができるようになれば、障がいのある人も地域で安心して生活することができます。また、ユニバーサルデザインを取り入れたたり、障がい特性に応じた災害対策や犯罪対策に取り組むことも必要とされています。

【基本目標2】住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり

(保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供)

適切な医療を受けられる体制が整っていることは、障がいの早期発見や悪化防止のためには欠かせない要素となります。また、障がいのある人が自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの充実や住まいの確保等も求められます。他にも、既存の相談体制・情報提供体制の充実・周知を図るとともに、障がい特性に応じた方法での対応を充実させ、誰もが利用できる相談体制・情報提供体制を整える必要があります。

【基本目標3】自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり

(療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

障がいのある人も様々な活動に参加し、自らの能力を最大限発揮して社会の一員として活躍することが望ましいとされています。そのため、障がいを理由として社会参加を諦めることがないよう、障がいがあっても参加しやすい環境づくりに努める必要があります。また、療育や保育、教育、そして、就労についても、本人や家族の希望に沿えるよう、受け入れ態勢や相談体制を整える等、積極的な取組が求められます。

3. 施策の体系

基本理念

みんなであつろう
ともに支え合い 安心して暮らせる おもいやりのまち
うえのはら

基本目標1 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり
(啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／生活環境／防災・防犯)

(1)
障がいのある人とない人の
相互理解の促進

- 1 障害者差別解消法の啓発及び相談業務の充実
- 2 「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」登録の推進
- 3 「ヘルプカード」の配布
- 4 障害者施策に関する効果的な啓発活動
- 5 手話の普及
- 6 学校等における福祉教育の推進

(2)
担い手となる市民による
支援活動・協働活動の促進

- 1 障がいのある人の地域活動への参加促進
- 2 ボランティア活動の促進

(3)
差別解消・権利擁護
及び虐待防止の推進

- 1 虐待防止等人権に関する啓発及び的確な対応のための体制整備
- 2 日常生活自立支援事業の活用
- 3 成年後見制度の利用促進

(4)
ユニバーサルデザインによる
まちづくりの推進

- 1 障害者総合支援法に基づく移動支援の充実
- 2 公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

(5)
安心・安全な暮らしの確保

- 1 要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立
- 2 地域防犯体制の確立

基本目標2 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり
 (保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供)

(1)
 保健・医療体制の充実

- 1 保健事業の充実
- 2 かかりつけ医等を持つことの啓発
- 3 医療費の給付

(2)
 障がいのある人の
 自立した生活をささえる
 サービスの充実

- 1 東部圏域内での連携
- 2 障がい福祉サービスの提供
- 3 地域支援事業の提供
- 4 在宅の難病患者及び発達障害者への支援
- 5 医療的ケアを要する障害児への支援の充実
- 6 居住の場の確保
- 7 住宅改修の支援
- 8 住宅整備資金の貸付
- 9 地域生活支援拠点等の整備

(3)
 相談支援・情報提供体制の充実

- 1 相談支援事業の充実
- 2 総合的な相談・情報提供ネットワークの構築
- 3 手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- 4 市ホームページの充実

基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり
 (療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

(1)
 療育・保育・教育における
 支援の充実

- 1 就学・教育相談体制の充実
- 2 障害児の希望や状況に応じた教育機会の提供
- 3 保育所等訪問支援の提供
- 4 障がいのある子どもの放課後対策等の充実

(2)
 雇用・就労及び経済的自立への
 支援の充実

- 1 障害者雇用の拡大のための事業所等に対する啓発
- 2 市役所による受注機会の拡大
- 3 福祉施設から一般就労への移行促進の支援

(3)
 スポーツ・レクリエーション
 及び文化活動の充実

- 1 障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興
- 2 障がいのある人への文化・芸術活動の提供
- 3 生涯学習機会の充実

第4章 具体的な施策

基本目標1 お互いに尊重し合い、安心・安全な暮らしができるまちづくり (啓発／福祉教育・福祉活動／差別解消・虐待防止／生活環境／防災・防犯)

(1) 障がいのある人とない人の相互理解の促進

障がいについて理解を深めるための取組は、人々が互いのことを知り、認め合うことから始まります。日常的な人と人の付き合いを通じて、障がいのある人と障がいのない人が相互に尊重し合える関係が自然と構築されることが理想です。誰もが自然に障がい特性に応じた適切な支援を行うことができるためには、障がいに関する知識を習得したり、相手の立場に立って物事を考えたりすることが大切となります。障がいを理由とする差別の撤廃に向けた取組や幼い頃からの福祉教育等を通じて、障がいのある人と障がいのない人が一緒に生きていくために必要となる基盤を整え、困っている人がいたら障がいの有無を問わず手助けをすることができるようなまちづくりに取り組みます。

1 障害者差別解消法の啓発及び相談業務の充実

障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりを目指すため、合理的配慮の提供等について、広報や山梨県政出張講座「やまなし心のバリアフリー推進講座」の活用による市民への周知とともに、市や県の障害者差別解消推進員との連携により、相談業務の充実を図ります。また、改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行され、民間事業者に対しても合理的配慮が法的義務となることから、市民のみならず、民間事業者に対してもその周知に努めます。

2 「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」登録の推進

県・市商工部局及び商工会等関係機関と連携して、障害者の優先雇用や職場環境への配慮に理解のある事業所、又は障害の特性を十分に理解し障害者への接し方に配慮のある事業所などを「やまなしくらしのバリアフリー宣言事業所」として登録し、当該事業所の活動等を市民に広く周知・啓発することで、障害のある人もない人も共に幸せに暮らすことができる社会づくりを進めます。



3 「ヘルプカード」の配布

支援が必要な人が周囲の人に配慮を求めていることを知らせることで、支援を受けやすくなるよう、ヘルプマークをはじめとする障害者マークを記載した「ヘルプカード」を配布します。また、その内容や活用方法について、学校や各種団体等を活用し、定期的に市民への周知を図ります。



ヘルプカード

4 障害者施策に関する効果的な啓発活動

ウェブアクセシビリティ確保を図るため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律など関係法令の趣旨に基づき、視覚障がいをはじめ、障がいのある人等にわかりやすい広報紙やホームページの作成とともに、UBC（上野原ブロードバンドコミュニケーションズ）・社協だより等の活用により、障がいのある人に対する効果的な情報提供を行います。また、障害者関係団体やサービス事業所等との連携・協力のもと、「障害者週間」（12月3日～12月9日）等を利用して、障害者差別の解消や合理的配慮の提供等、障害に対する理解を深めるための啓発活動を実施します。

5 手話の普及

講習会の実施や学校教育、各種福祉事業等とともに広報誌等を通じて市民に対して広く普及させることにより、手話も言語であるという意識の向上を図ります。また、手話講座開催等の周知に努め、その参加を促します。

6 学校等における福祉教育の推進

市内の小中学校を「福祉講話開催協力・支援校」に指定し、福祉に対する理解・啓発につながる教育を推進するとともに、若い年代から障がいに対する理解を深めていけるよう、手話講座の活用など、福祉教育についての内容を工夫していきます。あわせて、多くの市民に福祉に対する理解・啓発を行います。

(2) 担い手となる市民による支援活動・協働活動の促進

障がいのあるなしに関わらず、希望する人が社会・地域活動へ参加することは当たり前の権利です。地域活動や社会参加には、社会とのつながりを維持するという役割の他に、地域や社会の一員として活躍する機会、普段交流しない人との交流の機会、新しい活動にチャレンジする機会等、多くの役割があります。そのため、特に就労・就学等をしていない障がいのある人にとっては、家族や支援者以外とふれあう貴重な機会と言えます。市としては、障がいのある人の地域活動や社会参加を活性化するため、各種行事が障がいがあっても参加しやすいものとなるよう取り組みます。

1 障がいのある人の地域活動への参加促進

アフターコロナ、ウィズコロナに移行する中で、感染症予防を徹底しながら、市社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」等、障がいのある人も参加できるふれあいの場に対する支援・協力を行うとともに、地域包括支援センターが取り組んでいる生活支援体制整備事業との連携により介助者やボランティア、手話通訳者等を積極的に活用して、障がいのある人の事業等への参加を促進します。

2 ボランティア活動の促進

地域包括支援センターが取り組んでいる生活支援体制整備事業との連携やボランティア活動を推進する市社会福祉協議会を支援し、活動員の養成等に協力します。

(3) 差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進

障がいのある人が弱みに付け込まれ差別を受けてしまうことがあります。また、障がいがあっても差別や虐待、犯罪の被害を訴えることができない場合には、家族や支援者、周囲の人が当事者の人権を必ず守るという意識をもつとともに、必要に応じて行政が行う権利擁護事業等を活用すること等が求められます。必要な人が必要な時にこのような事業を活用できるように関係各課と連携して取り組みます。

1 虐待防止等人権に関する啓発及び的確な対応のための体制整備

障害者虐待防止法の趣旨について周知を図るとともに、市民にも虐待の通知の義務を負うことを啓発します。また、虐待の早期発見のためのチェック機能の確立・強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関・団体との連携強化を図り、速やかな連絡・連携の体制づくりを目指します。

2 日常生活自立支援事業の活用

市社会福祉協議会と協力し「日常生活自立支援事業」により、判断能力が十分でない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等の支援を継続的に実施していきます。

3 成年後見制度の利用促進

「成年後見制度利用支援事業」について広く周知し、地域包括支援センターと連携して、必要な人が利用できる相談体制等を構築していきます。また、成年後見制度を利用したくても、申立てができる配偶者や4親等内の親族がおらず、申立てができない場合もあります。この場合は、市長が家庭裁判所に申立てをすることができるため、そういったケースの場合は、市成年後見支援センター運営協議会との連携により、市長の法定後見（補助・保佐・後見）開始の審判等の申立権の適切な活用を図ります。

(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

障害のある人の中には、足腰等に痛みがあり、外出することに消極的になってしまう人もいます。また、車いすやストレッチャーでの移動を理由として、外出先が制限されたり、外出自体を諦めてしまったりすることもあります。他にも、公共の交通機関や施設、設備が使いにくいことに不安を感じている人もいます。このような人がもっと気軽に外出を楽しみ、様々な社会参加ができるよう、あらゆる立場からの意見を取り入れ、その改善に取り組みます。

1 障害者総合支援法に基づく移動支援の充実

移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく同行援護、行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。

2 公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

誰もが利用しやすい公共施設や公共交通機関となるよう、関係機関と連携・調整の上、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。また、行政が開催する各種行事についても障害のある人にも配慮した内容となるよう取り組むとともに、山梨県幸住条例や建設基準法の周知に努めます。

(5) 安心・安全な暮らしの確保

有事に備え、当事者やその家族だけでなく、地域として障がいのある人が安心・安全に暮らすことができる環境を整えておく必要があります。特に自然災害に備え、要援護者がいざという時に安全に避難できる準備・支援体制整備に取り組みます。また、障がい特性が悪用されることで、犯罪の被害に遭いやすくなるだけでなく、犯罪に加担してしまうことも考えられるため、障がいのある人の防犯意識向上に向けた取組を行います。

1 要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立

「上野原市地域防災計画」に基づく、障がいのある人や高齢者等災害時要援護者の把握、予防対策、支援対策の確立に努め、民生委員等の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、平常時から「ヘルプカード」の利用方法等について市民に広く周知する等により、災害時要援護者の支援体制を整備します。

2 地域防犯体制の確立

地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発を図るとともに、防犯パトロール等地域安全活動を推進します。また、音声(電話)による110番通報が困難な方を対象とした通報システムである「110番アプリシステム」、障害特性に配慮した消費生活相談体制の紹介(県民生活センターにおける電子メールによる相談)を、関係各課が協力して実施していきます。

基本目標2 住み慣れた地域で、心豊かで快適に生活できるまちづくり

(保健・医療／生活支援・福祉サービス／相談・情報提供)

(1) 保健・医療体制の充実

障がいには、生まれた時に発見されるものもあれば、成長してから発見されるもの、また、疾病や事故等の後遺症として残るものもあり、障がいが発見されるタイミングは様々です。しかし、いずれの場合も障がいやその原因となり得る疾病をできるだけ早い段階で見つけ、適切な治療等につなげることが重要とされています。早い段階で適切な治療等を受けることにより、障がいの状態が改善したり、障がいに起因する課題に早めに対応する等、当事者にとってのメリットが大きいと考えられているためです。そこで、生まれる前の妊産婦健診やその後の乳幼児健診・特定検診・がん検診等が障がいや疾病を早期発見する機会として活用されており、全年齢に対して定期的な受診を推奨しています。また、健康に関する相談ができる機会として設けられている保健指導や健康相談等のさらなる活用が望まれるとともに、一人ひとりが身近なかかりつけ医等を決めて日頃から健康状態の把握に努めること等、保健事業の充実に取り組みます。

1 保健事業の充実

疾病や障がいの早期発見と適切な治療・養育に結びつけられるよう、妊産婦健診・新生児聴覚検査・各種乳幼児健診・育児教室及び集団検診や施設検診等、各ライフステージに応じた事業内容や支援の充実を図ります。また、障がいのために日常生活等に困難を感じている精神障がいのある人や重度身体障がいのある人に対する家庭訪問等による保健指導を実施します。

2 かかりつけ医等を持つことの啓発

障がいのある人の健康に対する不安の解消のため、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師」を持ち、普段からの健康状態の把握や相談先とすることを啓発します。

3 医療費の給付

障害者総合支援法の施行に基づき自立支援医療費を支給します。また、重度の障がいのある人に対して、障害者医療費助成制度による医療費の助成を行います。

(2) 障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活し、地域活動や社会参加をする際に、支援や見守りを必要とすることがあります。必要とする支援等の程度は人それぞれで、杖や手すり等があれば何でもできる人もいれば、24時間支援や見守りが必要な人、ほとんど支援を必要としない人等もいます。また、障がいのある人の置かれている状況や抱えている課題が様々であることから支援ニーズは多様化・複雑化する傾向にあります。大切なことは、一人ひとりの異なる支援ニーズに対応するための支援体制を確立させるとともに、より高度な支援を必要とする人のニーズに対応できるだけのサービスの質を確保することです。特に難病患者や発達障がいのある人、医療的ケアを必要とする人は、日常的に支援をする家族の負担が重くなりやすいことから、公的な支援を適切に受けられるようにする等、福祉サービスの充実に向けて取り組みます。

1 東部圏域内での連携

市をはじめ関係行政機関、市立病院をはじめとする医療機関、社会福祉法人等の相互連携と、障がいのある人の自立生活や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なマネジメント機能として「東部圏域自立支援協議会」を運用します。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進のため、「東部圏域自立支援協議会」での取組をすすめます。このシステムの構築により、長期入院中の精神障害のある人の地域移行をすすめていきます。

2 障がい福祉サービスの提供

障害者総合支援法に基づき、介護給付や訓練等給付を提供します。また、障がいのある人やその家族から要望の多いサービスについて、障害のある人の高齢化・重症化や「親なき後」も見据え、社会福祉法人等の協力を得ながら、その整備に取り組みます。

3 地域支援事業の提供

意思疎通支援事業・移動支援事業・日中活動支援事業・日常生活用具給付等事業について継続して実施するとともに、相談支援事業の充実を図ります。

4 在宅の難病患者及び発達障害者への支援

富士・東部保健所、医療機関、保健担当部門や地域包括支援センター等との連携により、対象者に合ったサービス等の提供に取り組みます。特に、児童発達支援サービスを利用している対象者の計画相談を受ける事業所が少ないため、児童相談に対応できるサービス事業所の確保に努めます。

5 医療的ケアを要する障害児への支援の充実

医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、「東部圏域自立支援協議会」の関係機関が参加している児童部会の場において、引き続き支援策等を協議していきます。

6 居住の場の確保

入所支援施設のみでなく、地域で暮らし続けるための場を確保するために、グループホームについて、公益財団法人三生会、社会福祉法人等の協力を得ながら、その整備に取り組みます。

7 住宅改修の支援

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」として、住宅改修費用支援の周知と利用支援を行います（「居宅生活動作補助用具の給付」）。

8 住宅整備資金の貸付

市のホームページなどの媒体を活用し、重度の心身障害者の住環境を改善するため、居室等を整備する場合に必要な資金を貸し付ける「居住整備資金貸付事業」の周知と利用支援に取り組みます。

9 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化・重症化や「親なき後」を見据え、居住支援のための相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりを行う体制を「東部圏域自立支援協議会」において整備するとともにその周知と利用支援を図ります。

(3) 相談支援・情報提供体制の充実

情報化社会となった現代では、多くの情報が昼夜を問わず飛び交い、スマートフォンやパソコンでいつでも多種多様な情報にアクセスできるようになりました。そのためスマートフォン等を利用できない人は情報を得ることができない場合もあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時にマスク着用が推奨されたことで、相手の口元を見てコミュニケーションをとっていた人が困ってしまったという話もあり、便利になったとされる現代でも障がいのある人が不便に感じることはまだ数多く存在することがわかります。障がいのある人であっても障がいのない人と同じように情報を得たり、コミュニケーションをとることができるよう、必要な支援を行うために障がい特性に応じた方法での情報提供や窓口対応における相談者に合わせたコミュニケーション方法の充実に取り組みます。

1 相談支援事業の充実

一般相談支援事業や特定相談支援事業等を行う事業所を確保し、障害のある人の相談窓口の充実を図ります。

2 総合的な相談・情報提供ネットワークの構築

障がいのある人の相談内容に迅速かつ的確に対応でき、適切な情報提供ができるよう、関係各課の連携体制の強化を図ります。また、市社会福祉協議会や医療機関、公共職業安定所等多分野にわたる総合的な相談・情報提供ネットワークづくりを強化します。

3 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として、手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣を継続します。

4 市ホームページの充実

誰もが見やすく、容易に情報の入手ができるよう、市のホームページ更新に当たっては、ウェブアクセシビリティの確保に努めます。

基本目標3 自分らしく学び、働き、社会に参加できるまちづくり (療育・教育／就労支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

(1) 療育・保育・教育における支援の充実

障がいの有無に関わらず、地域において子どもたちがのびのびと成長するためには、それぞれの個性を尊重した環境づくりを行うことが大切であり、また、障がいや発達に遅れがある子どもに対しては特性を踏まえた療育が必要となります。子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、可能な限り早い段階から継続的な支援を開始できるように、障がいの早期発見・早期療育が求められています。近年の障がいの重複化や多様化の状況も踏まえながら、障がいの種類や程度に応じて、乳幼児期から一貫した教育や療育を行うとともに、障がいのある子どもやその保護者に対する相談支援ができる体制が整備・維持できるように取り組みます。

1 就学・教育相談体制の充実

「第2期上野原市教育振興基本計画」の施策に基づき、保健・福祉や幼稚園・学校等における就学・進路相談の充実と保護者の了解のもと、関係機関の相互連携の強化を図り、当事者やその家族の生活環境の変化が伴う際には、進路相談等を実施し、きめ細やかな対応をしていきます。

2 障害児の希望や状況に応じた教育機会の提供

「第2期上野原市教育振興基本計画」の施策に基づき、教育委員会等との連携により、障がいのある児童の希望や状況に応じた教育の機会が確保されるように努めます。

3 保育所等訪問支援の提供

東部圏域内の市村と連携を図り、社会福祉法人等に協力を得て、児童発達支援センターの設置と、保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援を担う人材の育成・確保に努めます。

4 障がいのある子どもの放課後対策等の充実

放課後等デイサービスを他市町村で展開している事業所に対し、開所の要請をして、市内での放課後等デイサービスの開所とその充実を図ります。

(2) 雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

障がいのある人が働くためには、それぞれの障がい特性に応じた業務内容や就労環境等が求められますが、障がいのある人を受け入れる体制が十分に整備されていないこともあり、働く意欲があっても働くことができない人も少なくありません。また、一般就労が難しい人の中には日中活動として福祉的就労に従事している人もいます。親なき後でも当事者が自立して一人で生きていくことができるよう、障がいのある人も収入を得ることができるように取り組みます。

1 障害者雇用の拡大のための事業所等に対する啓発

公共職業安定所や県の産福連携推進コーディネーター等との連携を強化し、知的障がいや精神障がいを含めた障がいのある人の雇用拡大のため、中小企業も含めた事業主や従業員への啓発を推進します。

2 市役所による受注機会の拡大

市役所等の施設内において、福祉施設での製作物品の販売等が可能となるような支援を実施するほか、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、受注機会の拡大や物品等の購入を促進します。

3 福祉施設から一般就労への移行促進の支援

東部圏域内にない就労移行支援について、他市村と協議し、事業所の受け入れに取り組みます。また、就労支援に関するサービス事業所を利用後、一般就労をした障がいのある人が安定して就労を継続できるよう、職場定着支援を担う役割を持つ障害者就業・生活支援センターや、就労移行支援事業所等の関係機関との連携を強化します。また、「東部圏域自立支援協議会」の日中活動部会と相談部会の連携を図り、職業訓練の推進等就労への一貫した支援と総合的な相談支援体制を推進します。

(3) スポーツレクリエーション・文化活動及び社会参加への支援

障がいのある人が社会参加を通じて多くの経験をする事は、本人がその時間を楽しんだり、体験したことへの興味・関心を高めるだけでなく、地域や社会における障がいの理解促進にもつながります。また、社会参加は生活範囲が狭くなりがちな障がいのある人が新しいことにチャレンジするきっかけとなったり、普段交流のない人と交流する機会となることから、障がいのある人が障がいのない人と同じように社会の一員として多くの人と共に生きていることを実感することにもつながります。市が主催するあらゆる活動において障がいがあっても参加できることを広く周知する等、積極的な参加を呼び掛けていきます。

1 障がいのある人に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興

障がいのある人にもスポーツの楽しさを体験したり、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、スポーツ指導者の育成を図るとともに、その機会の提供に取り組みます。

2 障がいのある人への文化・芸術活動の提供

障害者団体や市内の障害サービス事業所等に直接情報を提供するなど、障がいのある人に対して、文化活動団体・展示会等の紹介や活動の普及を図ります。

3 生涯学習機会の充実

障がいのある人の社会参加を促すため、障害のある人も参加しやすい講座の開催や障害のある人にスポットをあてた講座を計画するなど、生涯学習への積極的な参加に配慮するとともに、障害者団体や福祉作業所等に直接情報提供するなど、積極的に情報が届くように工夫していきます。また、総合福祉センターふじみ内の図書室の利用促進を図ります。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1. 障害保健福祉圏域

障がい福祉サービスの需要増大や多様化に対応するためには、地域の社会資源を有効活用し、広域的な観点から支援体制の基盤整備を行うことが必要です。

また、障害者総合支援法では、“区域”ごとに障がい福祉サービスや指定相談支援の見込量を定めることとしています。(同法 第 88 条第2項第2号) なお、国の基本指針では、都道府県及び市町村の協働による“圏域”を単位として、障がい福祉サービスの基盤整備の促進等に関する事項が定められています。

山梨県の“障害保健福祉圏域”は、「地域保健医療計画」及び「高齢者福祉圏域」と一致させるとしており、本市は“富士・東部障害福祉圏域”に属しています。

【障害保健福祉圏域】



圏域名		構成市町村	所管保健福祉事務所
中北		甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町	中北
峡東		山梨市 笛吹市 甲州市	峡東
峡南		市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町	峡南
富士・東部	富士	富士吉田市 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町	富士・東部
	東部	上野原市 大月市 都留市 道志村 小菅村 丹波山村	

2. 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、国の方針等を踏まえ、次の考え方のもと計画を進めます。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制

地域生活の支援に向けた訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援）の充実を図ります。

就労や自立に向けた日中活動系サービス

希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

地域生活支援拠点等の整備と機能充実による入所者の地域移行

地域生活支援拠点における機能体制を充実させるとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労後も継続した支援をしていきます。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がいのある人に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、事業所と連携し、人材育成等を促進し、穏やかな環境の中で、行動特性に沿った支援体制の確保に努めます。

依存症対策

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見を解消するために、関係機関や医療機関と連携した啓発や相談等に取り組むとともに、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を図ります。

(2) 相談支援の提供体制

相談支援体制

障がいのある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

地域生活への移行や地域定着のための支援体制

相談支援体制の構築が進むことに伴い、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保していきます。

発達障がい児者等に対する支援

発達障がい者または発達障がい児が継続して充実した生活を送れるよう、相談体制を整え、発達障がい児者等及び家族等への支援体制の確保に努めます。

関係機関との連携による協議会

地域自立支援協議会の構成員である関係機関、関係団体、当事者及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などと連携し、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制

地域支援体制

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

保育、保健医療、教育等の関係機関と連携

障害児支援では、保育所や認定こども園、学校、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）

地域共生社会の実現に向け、地域で支え合う関係性を広げ、交流、学びなどの地域行事に参加していくための支援体制を進めることにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児、及び虐待を受けた障がい児等、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図ります。

障がい児相談支援の提供体制

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、包括的な相談支援の整備を進めます。

3. 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「指定障害福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体的となって、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援 	地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労選択支援 ⑤ 就労移行支援 ⑥ 就労継続支援（A型） ⑦ 就労継続支援（B型） ⑧ 就労定着支援 ⑨ 療養介護 ⑩ 短期入所（福祉型） ⑪ 短期入所（医療型） 		任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑤ 施設入浴サービス事業
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援 			
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援 				
			児童福祉法に基づくサービスの体系		
			障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ 保育所等訪問支援 ④ 居宅訪問型児童発達支援 ⑤ 障害児相談支援 	

4. 成果目標

障がいのある人の自立支援に向けては、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等も必要となります。国の基本指針に即し、第6期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる6項目について、それぞれ令和8年度を目標年度とする成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】	
<施設入所者の地域移行> ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
<施設入所者数の削減> ※令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	

項目	第7期目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	35人	令和4年度末時点の入所者
目標年度入所者数 (B)	40人	令和8年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	-5人	令和4年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	-14.3%	移行割合 (C/A)
【目標値】 削減見込み (率)	-5人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数 (A-B)
	-14.3%	削減割合 ((A-B) / A)

※施設入所の待機者が複数人いることから、令和8年度に市内に新たに施設を開所することを目標としたため入所者が増えることを想定し、目標値の表記をマイナスの人数に設定しています。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<地域生活支援拠点等を整備>

※令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<強度行動障害状態にある者への支援体制>

※令和8年度末までに、強度行動障害状態にある者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。 **【新規】**

項目	第7期目標値	考え方
令和4年度末の整備数	1か所	
【目標値】整備か所数	1か所	
【目標値】 コーディネーターの配置	配置	圏域設置 (都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村)
【目標値】 機能検証の実施回数	1回	
【目標値】 強度行動障害状態にある者 への支援ニーズの把握等 についての取組の実施	実施	家族等から聞き取り又はアンケート調査
【目標値】 地域の関係機関が連携した 支援体制の整備	整備	

(3) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<一般就労への移行>

※就労移行支援事業等^{*1}の利用を経て一般就労に移行する者の人数（ア）を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

イ) 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

ウ) 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。

エ) 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

※就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（オ）を5割以上とすることを基本とする。**【新規】**

<一般就労後の定着支援>

※就労定着支援事業の利用者数（カ）は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

※就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率^{*2}が7割以上となる就労定着支援事業所の割合（キ）を2割5分以上とすることを基本とする。

*1 就労移行支援事業等：就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護

*2 就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者

項目	第7期目標値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	2人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	7人	令和3年度実績の1.28倍以上

イ) うち 就労移行支援事業を通じた移行者数

項目	第7期目標値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	3人	令和3年度実績の1.31倍以上

ウ) うち 就労継続支援A型を通じた移行者数

項目	第7期目標値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	2人	令和3年度実績の1.29倍以上

エ) うち 就労継続支援B型を通じた移行者数

項目	第7期目標値	備考
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	2人	令和3年度実績の1.28倍以上

オ) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

項目	第7期目標値	備考
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	10割 (1事業所/1事業所)	

カ) 就労定着支援事業の利用者数

項目	第7期目標値	備考
令和3年度の利用者数	2人	令和3年度の利用実績
【目標値】 令和8年度の利用者数	2人	令和3年度実績の1.41倍以上

キ) 就労定着率が7割以上の事業所数

項目	第7期目標値	備考
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所数	10割 (1事業所/1事業所)	

(4) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第3期計画の成果目標と活動指標の設定

【国の基本指針】

<障害児に対する重層的な地域支援体制の構築>

※児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない。)

※障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

<重症心身障害児・医療的ケア児への支援>

※令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

※令和8年度末までに、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

ア) 児童発達支援センターの整備

項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0 か所	令和3年度の実績
【目標値】整備か所数	1 か所	圏域設置

イ) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無

項目	第3期目標値	考え方
体制の構築	構築	

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0 か所	令和3年度の実績
【目標値】整備か所数	1 か所	圏域設置

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	2 か所	令和3年度の実績
【目標値】整備か所数	1 か所	圏域設置

オ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0 か所	
【目標値】整備か所数	1 か所	圏域設置（東部圏域自立支援協議会 児童部会）
【目標値】 コーディネーター数	1 人	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<相談支援体制の充実・強化>

※令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

※協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【新規】

項目	第7期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	1 箇所	
【目標値】 基幹相談支援センター等の設置	1 箇所	単独設置
【目標値】 協議会の体制を確保	体制構築済	協議会の専門部会の設置済

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<障害福祉サービス等の質を向上>

※令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

項目	第7期目標値	考え方
【目標値】 研修参加を促す取組	1人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数
【目標値】 審査エラー内容分析結果を活用した取組	1回	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数

5. 障がい福祉サービスの見込量・確保策

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、以下の単位で表記しています。

- 時間/月 = 「月間のサービス提供時間」
- 人日/月 = 「月間の利用人員」 × 「一人一月あたりの平均利用日数」
- 人 /月 = 「月間の利用人数」 = 「実人員」

(1) 訪問系サービス

【事業概要】

サービス名	概要
①居宅介護	ホームヘルパーが障がいのある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいのある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び時に同行し必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。
④行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
⑤重度障害者等包括支援	障がいの状況が重く、意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。（計画策定時点では、山梨県内に事業所はありません。）

【必要な量の見込み】

訪問系サービス	年度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	時間/月	85	76	56	75	75	75
	人/月	12	10	7	11	11	11
②重度訪問介護	時間/月	25	0	0	93	93	93
	人/月	2	0	0	2	2	2
③同行援護	時間/月	23	8	0	27	27	27
	人/月	2	1	0	2	2	2
④行動援護	時間/月	20	12	12	19	19	19
	人/月	1	1	1	1	1	1
⑤重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	10
	人/月	0	0	0	0	0	1
合 計	時間/月	153	96	68	214	214	224
	人/月	17	12	8	16	16	17

※令和5年度：3月～6月の平均実績

【見込量確保の方策】

- 当事者の高齢化及び重度化を見据え、サービス利用の継続又は増加を見込んでいるため、事業者の掘り起こしを図りつつ、県や他市町村と連携のうえ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者及び介護保険事業者の参入等を働きかけていきます。
- 上野原市障害者基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、ニーズの多い時間帯等にも対応できるよう、市内に提供可能な市外の訪問系事業者の新規参入を含め、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 障害者手帳取得時等に障がい福祉サービスのパンフレット等を配布するなど、障がいのある人及び当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- 県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供や長寿介護課が取り組む介護人材確保事業などの周知を行います。

(2) 日中活動系サービス

【事業概要】

サービス名	概要
①生活介護	障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいのある人が、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです
②自立訓練 (機能訓練)	医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。
③自立訓練 (生活訓練)	医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人や精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期入院者等は3年間と定められています。
④就労選択支援 【第7期新規】	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障がいのある人の強みや課題、就労に必要な配慮について、障がいがある本人と支援側が共に整理・評価(就労アセスメント)することで、適切な一般就労や就労系障がい福祉サービスにつなげるのが特徴です。令和7年度までを目途に開始される予定です。
⑤就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間です。
⑥就労継続支援 (A型)	通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
⑦就労継続支援 (B型)	年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の民間企業・事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。
⑧就労定着支援	第5期計画に創設された就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

サービス名	概要
⑨療養介護	医療を要する障がいがあり、常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。
⑩短期入所 (福祉型)	障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病及びその他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。福祉型は、障害者支援施設においてサービスを提供します。
⑪短期入所 (医療型)	障がいのある人が、居宅において介護を行う人の疾病及びその他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。医療型は、医療機関・介護老人保健施設においてサービスを提供します。

【必要な量の見込み】

日中活動系 サービス	年度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護	人日/月	1,563	1,554	1,596	1,563	1,563	1,563
	人/月	87	85	88	87	87	97
②自立訓練 (機能訓練)	人日/月	1	0	20	20	20	20
	人/月	1	0	1	1	1	1
③自立訓練 (生活訓練)	人日/月	32	34	0	28	28	28
	人/月	3	2	0	2	2	2
④就労選択支援 【第7期新規】	人/月				0	0	1
⑤就労移行支援	人日/月	10	41	50	46	46	46
	人/月	1	2	2	3	3	3
⑥就労継続支援 (A型)	人日/月	119	109	126	143	143	143
	人/月	7	6	6	8	8	8
⑦就労継続支援 (B型)	人日/月	547	607	640	582	582	582
	人/月	30	35	37	34	34	34
⑧就労定着支援	人/月	2	1	0	2	2	2
⑨療養介護	人/月	7	7	7	7	7	7
⑩短期入所 (福祉型)	人日/月	58	59	72	63	63	63
	人/月	12	11	13	12	12	12
⑪短期入所 (医療型)	人日/月	9	1	28	10	10	10
	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度：3月～6月の平均実績

【見込量確保の方策】

- 当事者及び家族等の高齢化や地域移行及び地域定着の推進を見据え、サービス利用の継続又は増加を見込んでいるため、事業者の掘り起こしを図りつつ、県や他市町村と連携のうえ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者及び介護保険事業者の参入等を働きかけていきます。
- 上野原市障害者基幹相談支援センターや福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めるとともに、本人に有効な支援方法を検討して、安定した環境で利用が継続できるよう努めていきます。
- 短期入所については、利用者のニーズや必要性を適切に把握し、サービス需要と供給体制のバランスを考慮する上で、必要性を見極め、サービスの提供を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズにも対応したサービス提供に努めます。
- 自立訓練や就労移行支援のように日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、上野原市障害者基幹相談支援センターや相談支援専門員及びサービス事業所と連携を図り、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
- 障害者手帳取得時等に障がい福祉サービスのパンフレット等を配布するなど、障がいのある人及び当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。
- 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、上野原市障害者基幹相談支援センター、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所など、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。
- 生活介護サービスの利用希望者が市内でサービスを受給できるように、提供事業所の確保に取り組みます。

(3) 居住系サービス

【事業概要】

サービス名	概要
①自立生活援助	第5期計画に創設された地域生活支援を支援するサービスで、施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
②共同生活援助	家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。
③施設入所支援	施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。

【必要な量の見込み】

居住系サービス	年度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
②共同生活援助	人/月	25	27	28	26	26	26
③施設入所支援	人/月	37	35	36	35	35	40

※令和5年度：3月～6月の平均実績

【見込量確保の方策】

- 当事者及び家族等の高齢化を見据え、サービス利用の継続又は増加を見込み、利用可能な施設等の掘り起こしを行います。また、県や他市町村と連携のうへ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者の参入等を働きかけていきます。
- 居住系サービスの施設整備については、県及び富士・東部圏域の市町村と協議しながら推進します。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知を図ります。
- 施設入所者や入院している障がいのある人が円滑に地域移行できるように、上野原市障害者基幹相談支援センターや公益財団法人三生会、社会福祉法人等各関係機関と連携を図りながら、共同生活援助等の地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。
- 入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある人の受け入れを今後も優先していきます。
- 施設管理者と情報共有していきながら、人権尊重を基本とした入所生活が送れるよう努めていきます。
- 施設入所サービスの利用希望者及び既入所者が市内でサービスを受給できるように、市内での提供事業所の確保に取り組みます。

(4) 相談支援

【事業概要】

サービス名	概要
①計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者又は障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。
②地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。
③地域定着支援	自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他の必要な支援を行います。

【必要な量の見込み】

相談支援	年度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人/月	22	23	22	22	22	22
②地域移行支援	人/月	2	0	0	1	1	1
③地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1
合計	人/月	24	23	22	23	23	24

※令和5年度：3月～6月の平均実績

【見込量確保の方策】

- 上野原市障害者基幹相談支援センターを中核機関とし、地域の相談支援体制の充実及び強化等に取り組みます。また、地域生活支援については、庁内関係部局や関係行政機関、医療機関やサービス事業者、地域団体や市民活動団体等との連携を強化し、包括的な支援体制の確保を図ります。
- 障がいのある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、相談支援専門員をはじめとする人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実を働きかけます。
- 入院している者や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するために、上野原市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員や、施設等と連携を図りながら、退院、退所に向けた支援をしていきます。
- 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、上野原市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員と連携を図り、退院後のきめ細やかな支援をしていきます。

6. 障がい児支援の見込量・確保策

児童福祉法に基づく障害児支援については、以下の単位で表記しています。

- 人日/月 = 「月間の利用人員」 × 「一人一月あたりの平均利用日数」
- 人 /月 = 「月間の利用人数」 = 「実人員」

(1) 障がい児通所支援

【事業概要】

サービス名	概要
①児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいがある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。
②放課後等 デイサービス	学校就学中の発達に課題がある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。
③保育所等訪問支援	発達に課題がある児童が通う幼稚園・保育所・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
④居宅訪問型 児童発達支援	第1期計画に創設された居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスで、重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。(計画策定時点では、山梨県内に事業所はありません。)

【必要な量の見込み】

障がい児 通所支援	年度	第2期計画(実績)			第3期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①児童発達支援	人日/月	31	31	55	40	40	40
	人/月	5	4	7	5	5	5
②放課後等 デイサービス	人日/月	236	200	171	227	227	336
	人/月	19	17	15	18	18	28
③保育所等 訪問支援	人日/月	2	0	0	0	0	5
	人/月	1	0	0	0	0	1
④居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	5
	人/月	0	0	0	0	0	1

※令和5年度：3月～6月の平均実績

【見込量確保の方策】

- 障がいのある児童への通所支援を充実させるため、保護者や相談支援員との情報共有を図り、保護者の負担軽減も視野に入れたサービスの提供に努めます。また、県や他市町村と連携のうえ、既存事業者のサービス拡充や新規事業者の参入等を働きかけていきます。

- 福祉課、子育て保健課、教育委員会や特別支援学校等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対し、個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業所等の情報提供を行います。
- 発達障害をもつ子どもや支援学級に在籍する児童を対象とする放課後デイサービスを提供する事業所を市内に確保し、児童のサービスの充実を図ります。
- 東部圏域内の市村と連携を図り、社会福祉法人等に協力を得て、児童発達支援センターの設置と、保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援を担う人材の育成・確保に努めます。

(2) 障がい児相談支援等

【事業概要】

サービス名	概要
①障害児相談支援	障がいがある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）の支援について、福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関等との連絡調整を行うコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する地域生活支援の向上を図ります。

【必要な量の見込み】

障がい児相談支援等	年度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障害児相談支援	人/月	4	4	4	4	4	4
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/月	0	0	0	0	0	1

※令和5年度：3月～6月の平均実績

【見込量確保の方策】

- 障がいのある児童への相談支援については、上野原市障害者基幹相談支援センターを中核機関とし、地域の相談支援体制の充実及び強化等に取り組みます。また、医療的ケア児等の支援に関するコーディネーターの配置については、市内の相談支援事業所に対応を働きかけます。
- 県で実施される相談支援従事者研修等、障がい児福祉に関する研修の情報提供を積極的に行い、相談支援専門員の人材確保及びスキルアップに努めます。
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、「東部圏域自立支援協議会」での関係機関が参加している児童部会の場において、引き続き支援策等を協議していきます。

7. 地域生活支援事業等の見込量・確保策

(1) 必須事業

【事業概要】

サービス名	概要
①理解促進研修・啓発事業	障がいに対する理解を深めるため、広報誌等による周知の他、関係部局と連携して啓発活動に努めます。
②自発的活動支援事業	障がいのある人の自立や社会参加に資するため、障がい当事者やその家族、地域住民や各種団体等が自発的に行う活動を支援します。
③相談支援事業	障がいに関する相談に応じ、情報提供や指導及び調整等を実施します。また、地域における相談支援の中核機関として、「上野原市障害者 基幹相談支援センター」を設置し、専門的職員を配置のうえ相談支援 機能の強化を図ります。
④成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な知的又は精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援します。また、地域連携ネットワークの拠点として「成年後見支援センター」の機能を確保します。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見事業を実施する法人に対して、「成年後見支援センター」の機能と連携のうえ、安定的な事業実施のため必要な支援に努めます。
⑥意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に対して、手話通訳者又は要約筆記者を派遣のうえ利便を図ります。
⑦日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、自立した日常生活を支援するために必要な 用具等を給付又は貸与のうえ利便を図ります。
⑧手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、日常的な手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成します。
⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上の不可欠な外出等のために必要な支援を行います
⑩地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作活動及び生産活動の機会を提供のうえ、社会との交流促進等の便宜を図ります。

【必要な量の見込み】

地域支援事業 (必須事業)	年度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進研修・啓発事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②自発的活動支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③相談支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑤成年後見制度法人後見支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業							
⑥手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	17	12	12	12	12	12
⑦日常生活用具給付等事業	件/年	427	433	458	474	484	494
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	5	3	2	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	2	0	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	422	427	454	464	474	484
住宅改修費	件/年	0	0	1	1	1	1
⑧手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	24	25	25	25
⑨移動支援事業	人/年	14	21	11	15	15	15
	時間/年	65	120	18	68	68	68
⑩地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/月	14	11	11	12	12	12

※令和5年度は見込値

【見込量確保の方策】

- 広報紙やホームページなど様々な媒体を活用することはもちろんのこと、障がい者団体や社会福祉協議会等を通じての広報活動で、地域生活支援事業の内容や利用方法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
- 理解促進研修・啓発事業については、広報誌等による周知の他、イベント等を通して、障がい福祉の啓発活動に努めます。また、教育委員会と連携し、放課後子ども教室に手話講座を採用のうえ、児童及び生徒の理解促進を図ります。
- 自発的活動支援事業については、障がい福祉の向上に資することを目的とする自発的な活動を支援します。また、上野原市障がい者福祉会の運営を支援のうえ、地域の障がい福祉の向上に努めます。
- 相談支援事業については、行政相談と併せて、上野原市社会福祉協議会への委託相談により、障がいに関する基本的な相談支援を実施します。また、上野原市障害者基幹相談支援センターを中核機関と位置づけ、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化等に取り組みます。
- 成年後見制度利用支援事業については、上野原市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、市長申立てに要する経費等を給付のうえ、成年後見制度の利用が必要な知的又は精神に障がいのある人を支援します。また、本計画は「成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねるものとし、高齢者介護部局と連携のうえ、成年後見支援センターの機能を確保し、市民後見人の養成や成年後見制度の普及啓発、中核機関となる協議会の設置及び運営、権利擁護支援の地域ネットワークの構築を図ります。なお、これらの事項に対して、令和3年度までに体制を整備し、外部の有識者を交えた協議を通して、成年後見事業の段階的な発展と着実な推進に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、市民後見人養成事業や成年後見支援センターの機能と連携し、上野原市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の支援に努めます。
- 意思疎通支援事業については、上野原市意思疎通支援事業実施要綱に基づき、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がい等により、意思疎通を図ることが困難な方に対して、山梨県立聴覚障害者情報センターと連携し、手話通訳者又は要約筆記者等を派遣のうえ利便を図ります。
- 日常生活用具給付等事業については、上野原市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、障がいのある人に対して、自立した日常生活を支援するために必要となる用具等を給付又は貸与のうえ利便を図ります。
- 手話奉仕員養成研修事業については、上野原市手話奉仕員養成研修事業実施要綱に基づき、日常会話程度の手話語彙及び手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成に取り組みます。また、聴覚に障がいのある人の生活支援に結びつけるため、手話奉仕員活動の制度設計に取り組みます。
- 移動支援事業については、上野原市障害者移動支援事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託のうえ、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上の不可欠な外出、余暇活動及び社会参加のための移動を支援します。また、東部地区福祉有償運送運営協議会を大月市と共同で設置し、福祉有償運送の推進に努めます。
- 地域活動支援センター事業については、上野原市障害者地域活動支援センター事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託のうえ、施設通所により創作活動及び生産活動の機会提供、社会との交流促進等に係る支援を実施します。また、大月市及び都留市との相互利用を図り、地域活動支援センターの施設確保及び利便性の向上に努めます。

(2) 任意事業

【事業概要】

サービス名	概要
①日中一時支援事業	日中、一時的に障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
②障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、協力体制の整備を図ります。

【必要な量の見込み】

任意事業	年度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①日中一時支援事業	箇所	7	7	8	8	8	8
	回/年	931	758	659	782	782	782
②障害者虐待防止対策支援	人/月	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※令和5年度は見込値

【見込量確保の方策】

- 日中一時支援事業については、上野原市日中一時支援事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託し、日中活動の場所を提供のうえ、見守りや集団生活に適応するための訓練等を実施し、家族等の負担軽減と就労機会の確保を図ります。
- 障がい者虐待防止対策支援事業については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づき、障がいのある人への虐待防止及び保護等に努めるとともに、上野原市障害者虐待緊急一時保護支援事業実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託のうえ、緊急時の一時避難先となる保護施設を確保します。

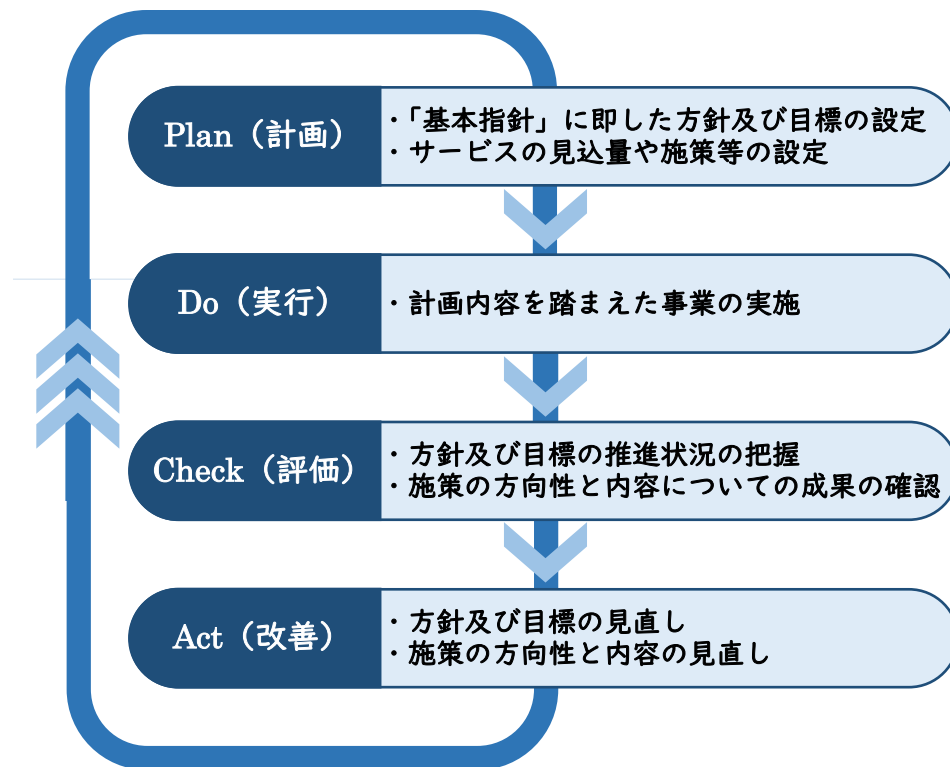
第6章 計画の推進体制

1. 関連計画及び関係機関との連携等

本計画は、地域福祉計画やその他の福祉分野の関連計画と整合が図られており、本市における福祉の推進に向けて相互に連携しています。また、庁内各課や保健・医療・福祉の関係団体、地域団体、事業団体等とも連携することで、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けた支援を総合的に推進します。

2. 進捗状況の管理

本計画の進捗は、PDCAサイクルを用いて管理されます。PDCAサイクルは、計画、実行、評価、改善の4つのステップから成り立っており、施策やサービスの評価や改善が行われることで、有効性・実効性の高い施策等を実行できることがポイントです。この4つのステップを定期的に繰り返すことで施策等の充実を図り、次期計画の策定にも役立てます。



3. 障がいのある人や市民の参加・協力

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、公的なサービスの充実の他に、地域における見守りや支え合いの意識が醸成される必要があります。そこで、地域住民が障がいについて理解を深めることを目的として広報・啓発活動を行うとともに、障がいのある人とない人が一緒に参加する行事・イベントを通じた交流活動等を行います。そして、障がいの有無にかかわらず、積極的・主体的に地域活動や障害者支援に参加できる地域となることを目指します。

上野原市
第4次障害者基本計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

令和6年3月
上野原市 福祉課

〒409-0112 山梨県上野原市上野原 3163
電話:0554-62-4133 F A X:0554-30-2041